



第3期摂津市男女共同参画計画
～ウィズプラン～

(改訂版)

2017－2021

摂津市

男女共同参画社会の実現をめざして

男女の人権が平等に尊重され、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は大変重要であります。

国においては、平成 27 年 9 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性の活躍推進に向けた動きが広がってきています。また、同年 12 月には男女共同参画社会基本法に基づく「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組みが進められています。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識は少しずつ変化してきているものの、社会慣習などにおいては不平等感が依然として根強く残っており、女性が十分に能力を発揮しているとは言い難い状況です。また、DV(ドメスティック・バイオレンス)や性犯罪など女性に対する暴力が深刻化していることも重要な課題となっています。

本計画も 5 年が経過していることから、これらの課題や社会情勢の変化に対応するために、「第 3 期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～(改訂版)」を策定し、市民の皆様や事業者の方々との協働により、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

計画の策定にあたりましては、摂津市男女共同参画推進審議会において熱心にご議論いただきました。また、市民意識調査にご協力いただきました皆様や貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

平成 29(2017)年 3 月

摂津市女性政策推進本部

摂津市長 森山 一正

目次

第1 計画の基本的な考え方

I. 計画の背景	2
II. 摂津市の現状	6
III. 計画の基本理念	22
IV. 計画の概要	23
V. 摂津市がめざす「協働の姿」	24
VI. 摂津市における男女共同参画施策推進の仕組み	24

第2 施策の基本的方向

施策の体系	29
施策の内容	
基本的方向Ⅰ 男女共同参画社会へ向けての意識形成	33
基本的方向Ⅱ 男女共同参画社会へ向けての環境整備	36
基本的方向Ⅲ 女性の人権尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶	45

参考資料

用語解説	50
国際婦人年以降の国内外の動き	52
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	57
男女共同参画社会基本法	63
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	67
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	75
摂津市女性政策推進本部設置要綱	81
摂津市男女共同参画推進審議会規則	83

第 1 計画の基本的な考え方

I. 計画の背景

《世界の動き》

①国際婦人年

国連では、女性の地位向上のための世界的規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和 50(1975)年を「国際婦人年」と決定されました。同年、「国際婦人年世界会議(第 1 回世界女性会議)」がメキシコシティで開催され、「世界行動計画」が採択されました。昭和 51(1976)年から昭和 60(1985)年を「国連婦人の 10 年」とし、「平等・開発・平和」をテーマに各種施策が推進されました。

②女子差別撤廃条約

昭和 54(1979)年の国連第 34 回総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、翌年の「国際婦人の 10 年」中間年世界会議において、署名式が行われ、条約の批准に向けて世界各国の取組みが進められました。

③ナイロビ将来戦略

昭和 60(1985)年の「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議において、「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略(ナイロビ将来戦略)」が採択されました。

④第 4 回世界女性会議(北京会議)

平成 7(1995)年、北京で「第 4 回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」と「世界行動綱領」が採択されました。

⑤女性 2000 年会議

平成 12(2000)年には、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」が採択されました。

⑥第 49 回国連婦人の地位委員会／「北京+10」

平成 17(2005)年、ニューヨークで北京会議から 10 年目にあたることを記念して開催されました。「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再認識し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全かつ迅速な実施に向けた宣言文が採択されました。

⑦第 54 回国連婦人の地位委員会／「北京+15」

平成 22(2010)年、ニューヨークで北京会議から 15 年目にあたることを記念して開催されました。「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価が行われ、これらの完全かつ効果的な実施に向けた宣言文が採択されました。

⑧第 59 回国連婦人の地位委員会／「北京+20」

平成 27(2015)年、ニューヨークで北京会議から 20 年目にあたることを記念して開催されました。「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価が行われ、これらの完全で効果的な実施に向けた宣言文が採択されました。

《国の動き》

①国内行動計画の策定

昭和 52(1977)年、第 1 回世界女性会議で採択された「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」が策定されました。女性の地位向上やあらゆる分野への女性の参加促進に向けての取組み指針が示されました。

②女子差別撤廃条約の批准

「国籍法」の改正や「男女雇用機会均等法」の制定、「家庭科の男女必修の検討等」の法整備を整えたうえで、昭和 55(1980)年に署名、昭和 60(1985)年に批准しました。

③男女雇用機会均等法の制定

(正式名称：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあっては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念として、昭和 60(1985)年に制定されました。

④新国内行動計画の策定

昭和 60(1985)年、第 3 回世界女性会議で採択された「ナイロビ将来戦略」を受けて、男女共同参加型社会の形成を目指すことを総合目標として策定されました。

⑤男女共同参画 2000 年プランの策定

平成 8(1996)年、第 4 回世界女性会議で採択された行動綱領などを踏まえ策定され、男女共同参画社会の形成を目指して国が取り組むべき施策が示されました。

⑥男女共同参画社会基本法の制定

平成 11(1999)年、男女共同参画社会の実現を促進するための法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定されました。初めての法的計画である「男女共同参画基本計画」が平成 12(2000)年に策定されました。

⑦男女雇用機会均等法の改正

平成 11(1999)年、それまで努力義務であった採用・昇進・教育訓練等での差別が禁止規定になるなど、大幅な改正が行われました。セクシュアル・ハラスメント防止に向けた事業主の雇用管理上の配慮義務やポジティブ・アクション

(積極的改善措置)についても盛り込まれました。

⑧DV 防止法の施行

(正式名称：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

平成 13(2001)年、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的に DV 防止法が施行され、被害者の申し立てにより裁判所が、保護命令（接近禁止命令・退去命令）を発することなどが規定されました。

⑨DV 防止法の一部改正（第一次改正）

平成 16(2004)年、配偶者からの暴力の定義が身体的暴力に限定されていたものから精神的暴力を含むことや、元配偶者も保護命令の対象とすることなどが改正されました。

⑩第 2 次男女共同参画基本計画の策定

平成 17(2005)年、男女共同参画会議からの答申を踏まえ、男女共同参画基本計画が改定されました。仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直しや男女雇用機会均等の推進などが重点事項となりました。

⑪男女雇用機会均等法の改正

平成 19(2007)年、性差別禁止の拡大や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策などが改正されました。

⑫DV 防止法の一部改正（第二次改正）

平成 19(2007)年、市町村基本計画の策定を努力義務とすることや被害者を加害者から守る保護命令制度の適用基準を拡充することなどが改正されました。

⑬第 3 次男女共同参画基本計画の策定

平成 22(2010)年、男女共同参画社会基本法施行後 10 年目の反省を踏まえて、実行性のある計画とするため、数値目標やスケジュールを明確に設定しました。

⑭DV 防止法の一部改正（第三次改正）

(正式名称：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

平成 25(2013)年、これまで事実婚を含む配偶者や元配偶者からの暴力及びその被害者に限定されていた適用対象を、同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡大されました。

⑮女性活躍推進法の公布

(正式名称：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

平成 27(2015)年、働く場面で活躍したい希望を持つ女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。なお、この法律は 10 年間の時限立法であり、平成 38(2026)年 3 月 31 日限りその効力を失うこととされています。

《摂津市の取組み》

①婦人の地位向上に関する摂津市施策要綱の策定

昭和 58(1983)年、女性問題解決の指針として策定しました。

②せつつ女性プランの策定

昭和 62(1987)年、国や府の行動計画を踏まえた『男性・女性の共同参加社会をめざす「せつつ女性プラン」』を策定しました。

社会情勢と市民のニーズの変化にともない目標年次の平成 7(1995)年にプランの見直し(第1次改訂)を行いました。

③摂津市立女性センター・ウィズせつつの開設

平成 10(1998)年、女性の自立並びに社会参加及び参画の促進を図り、男女共同参画社会の実現をめざす市民の活動拠点として「ウィズせつつ」を開設しました。

④摂津市男女共同参画計画「せつつ女性プラン」の策定

平成 11(1999)年、男女共同参画社会基本法が制定されたことから、平成 14(2002)年から 5 年間を計画期間とする『摂津市男女共同参画計画「せつつ女性プラン」』を策定しました。また、平成 19(2007)年から 5 年間を計画期間とする「せつつ女性プラン(第2期)」を策定しました。

⑤「摂津市立男女共同参画センター・ウィズせつつ」

平成 17(2005)年、摂津市立女性センター・ウィズせつつを「摂津市立男女共同参画センター・ウィズせつつ」へ名称変更しました。

平成 22(2010)年、阪急摂津市駅開業にともない開設された、コミュニティプラザ内に移転しました。

⑥審議会等への女性委員の登用指針

平成 20(2008)年、各種審議会等への女性の参画促進するために「審議会等への女性委員の登用指針」を設けました。

⑦男女平等に関する市民意識調査の実施

平成 22(2010)年、せつつ女性プランの策定資料とするため、意識調査を実施しました。

⑧第3期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～

平成 24(2012)年から平成 33(2021)年までを計画期間とするウィズプランを策定しました。

⑨男女共同参画に関する市民意識調査の実施

平成 27(2015)年、男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、ウィズプラン改訂版の策定資料とするため、調査を実施しました。

Ⅱ. 摂津市の現状

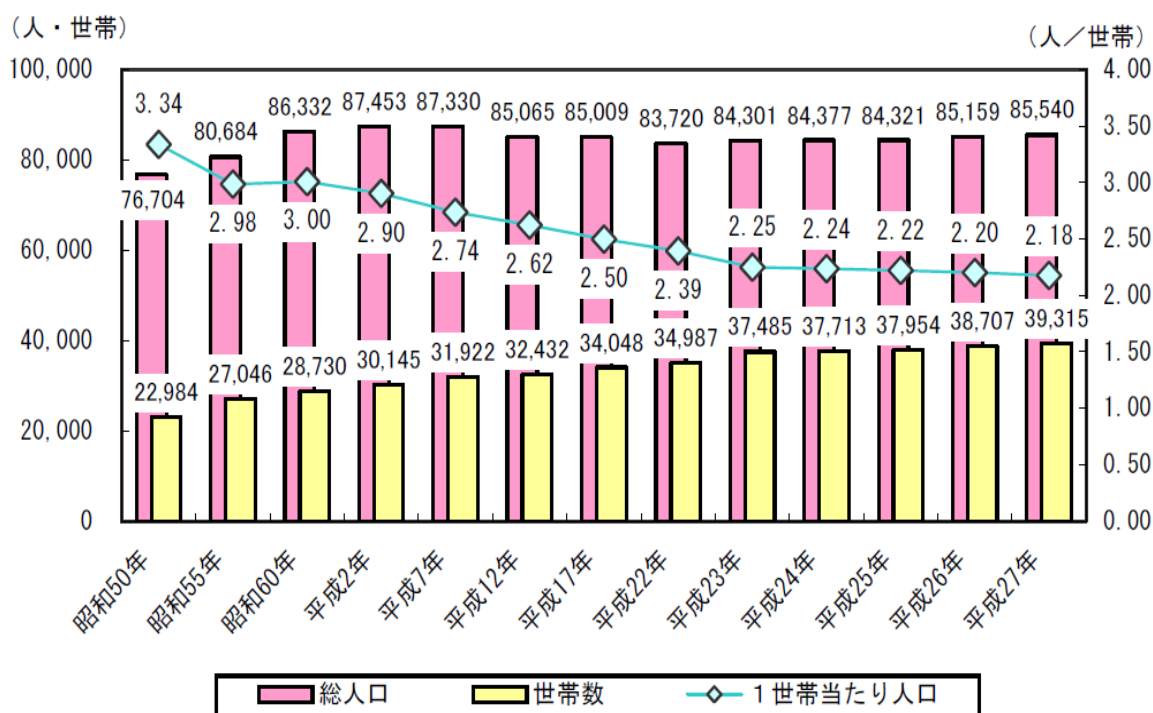
1 人口の状況

(1)人口の推移

人口は、平成 2(1990)年から平成 22(2010)年までは減少していましたが、平成 23(2011)年以降は増加しています。

世帯構成は増加していますが、1世帯あたりの人口は減少傾向にあります。

図 総人口・1世帯あたり人口の推移



出典：総務省「国勢調査」（昭和50年から平成22年。年齢不詳を含む。）

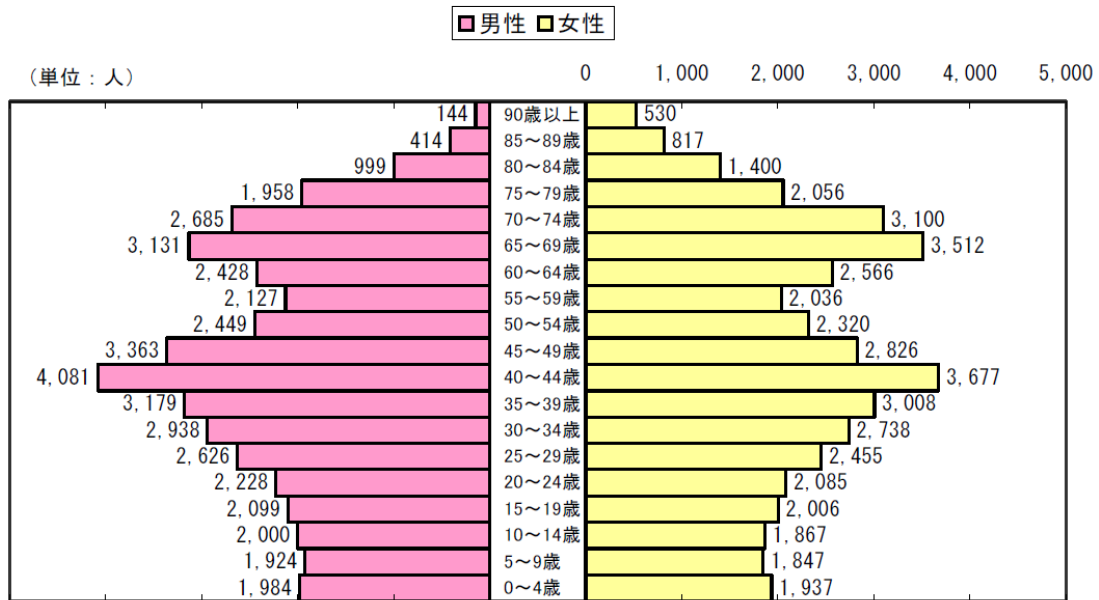
摂津市「住民基本台帳」「外国人登録」（平成23年9月末。年齢不詳なし。）

摂津市「住民基本台帳」（平成24年以降各年10月1日時点。外国人含む。年齢不詳なし。）

(2)男女別・年齢別人口ピラミッド

男女別・年齢別人口ピラミッドは、第一次ベビーブーム世代（65～69歳）と第二次ベビーブーム世代（40～44歳）の層が人口の多くを占めています。

図 男女別・年齢別人口ピラミッド

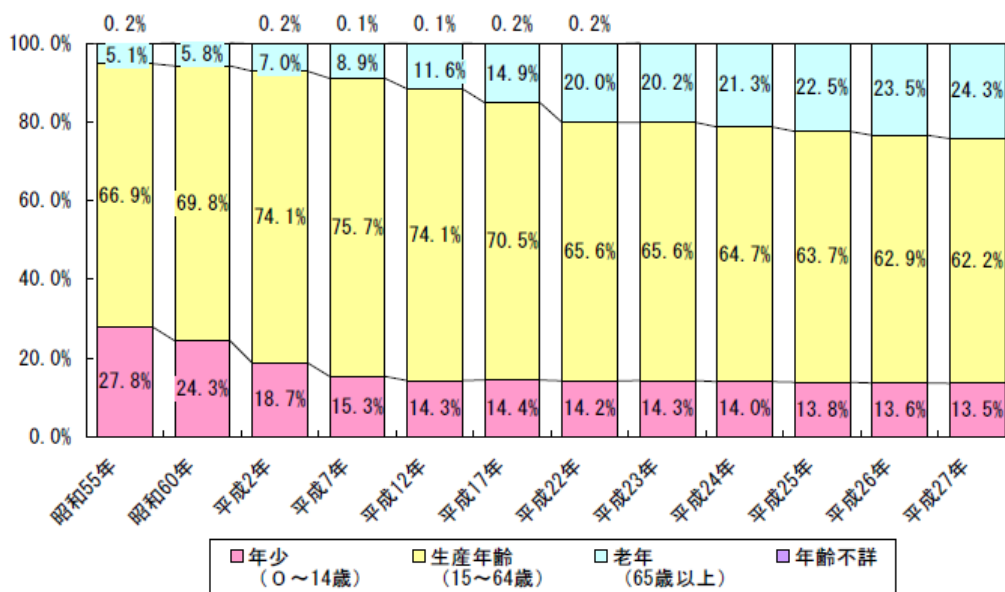


出典：摂津市「住民基本台帳」（平成27年10月1日時点。外国人含む。年齢不詳なし。）

(3)年齢3区分別人口比率の推移

年少人口と生産年齢人口は減少傾向ですが、老年人口は増加を続けています。

図 年齢3区分別人口比率の推移



出典：総務省「国勢調査」（昭和55年から平成22年、年齢不詳を含まない。）

摂津市「住民基本台帳」「外国人登録」（平成23年9月末。年齢不詳なし。）

摂津市「住民基本台帳」（平成24年以降各年10月1日時点。外国人含む。年齢不詳なし。）

2 人口動態

(1)合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成10～14年（1998～2002年）は1.46で推移し、平成15～19年（2003～2007年）では減少した後、平成20～24年（2008～2012年）には増加しています。

平成20～24年（2008～2012年）にかけて、大阪府や全国の水準を上回る1.50となっているものの、人口を維持するのに必要とされる水準（2.07）よりは下回っています。

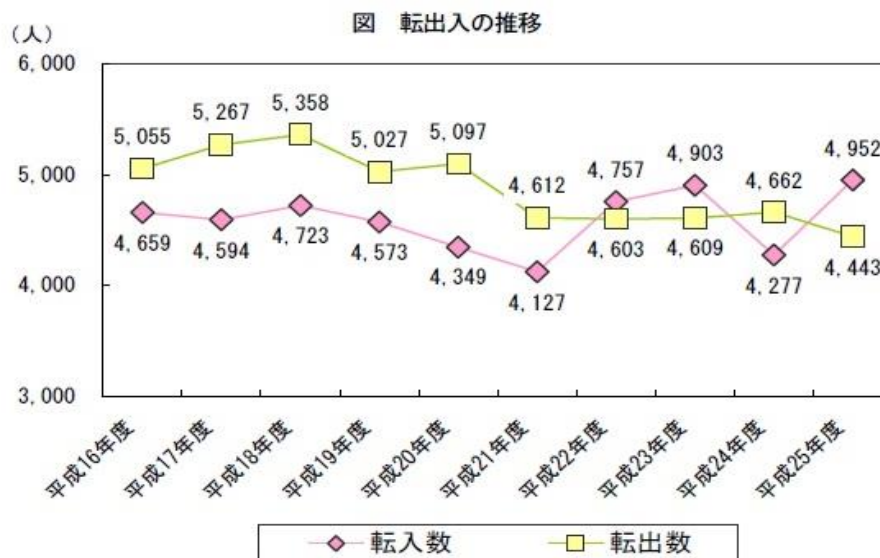
図 合計特殊出生率の推移

	摂津市			大阪府	全国
	平成10～14年	平成15～19年	平成20～24年	平成20～24年	
合計特殊出生率	1.46	1.41	1.50	1.32	1.38

出典：内閣府まち・ひと・しごと創生本部事務局資料

(2)転入数と転出数の推移

平成21(2009)年までは、転出数が転入数を上回っていましたが、平成22(2010)年に逆転しました。それ以降は、転出数は横ばいとなっており、平成24(2012)年を除いて転入数が転出数を上回っています。



* 平成24年度の転入数は、同年7月に外国人登録制度が廃止されたことに伴う外国人の住民基本台帳への移行分（1,100人）を除いた人数で表記している。

出典：摂津市「摂津市統計要覧」

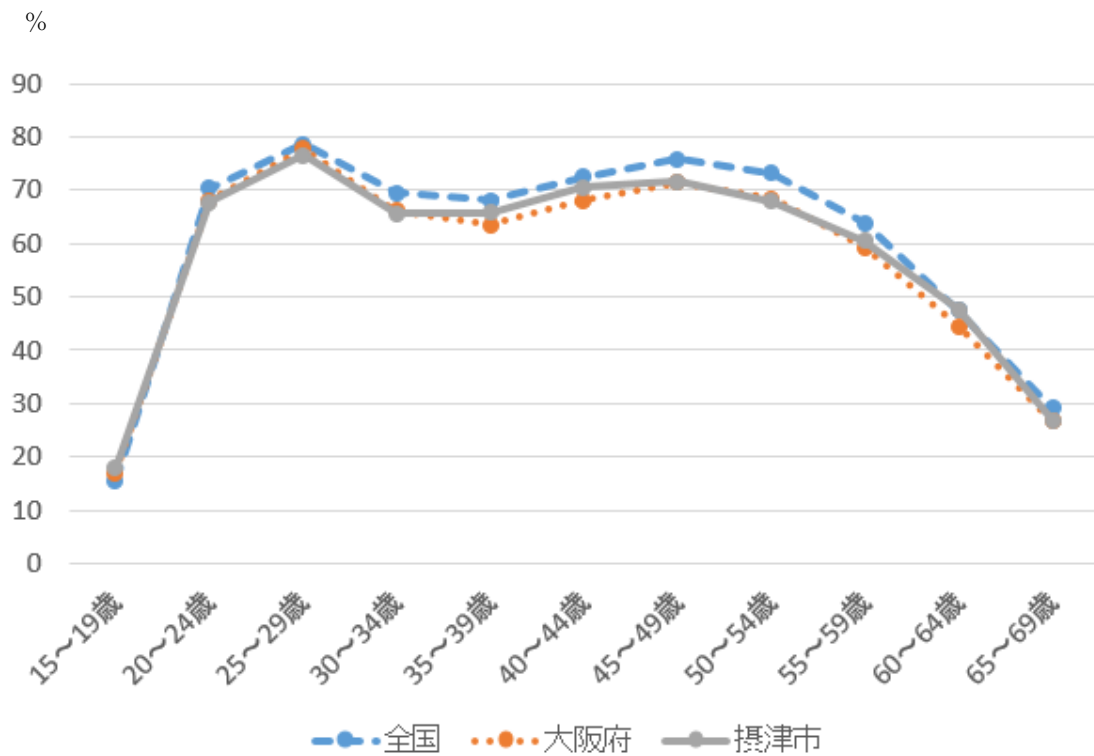
3 就労状況

(1) 女性の労働力率

女性の労働力率をみると、結婚・出産・子育て期にあたる30代の労働力率が下がる「M字カーブ」を描いています。

本市は全国に比べ、20～59歳において低い水準となっており、女性の就業率が低くなっています。大阪府と比べると、ほぼ同水準となっていますが、本市は35～39歳、40～44歳で割合が若干高くなっています。

図 女性の労働力率



出典：総務省「平成22年国勢調査」

4 市民意識調査結果にみる現状

男女共同参画に関する市民意識調査結果（概要）

「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」から抜粋

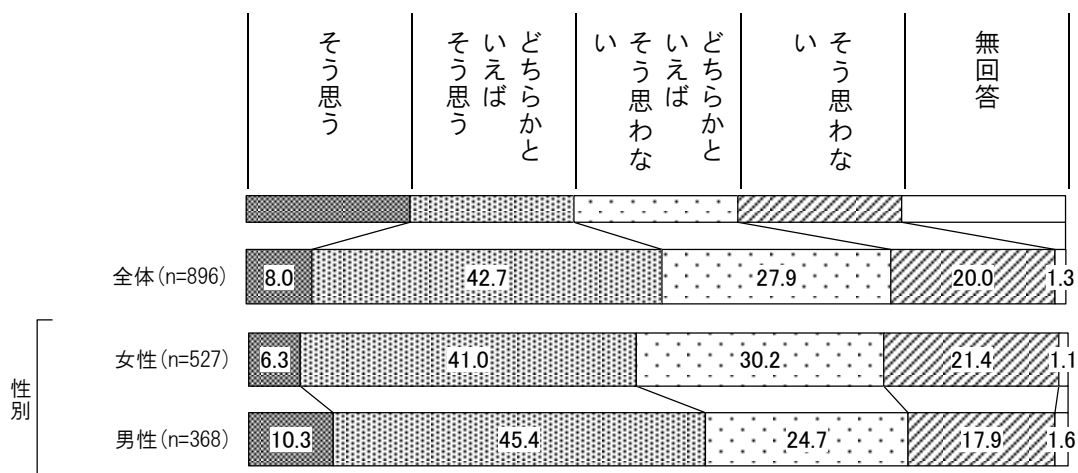
調査対象	市内在住の20歳以上の男女	調査期間	平成27(2015)年9月
標本数	2,000人	有効回収数	896件(44.8%)
調査方法	郵送配布、郵送回収	性別	女性58.8% 男性41.1%

性別役割分担意識について

○「男は仕事、女は家庭」という考え方に『賛成』『反対』ほぼ同数

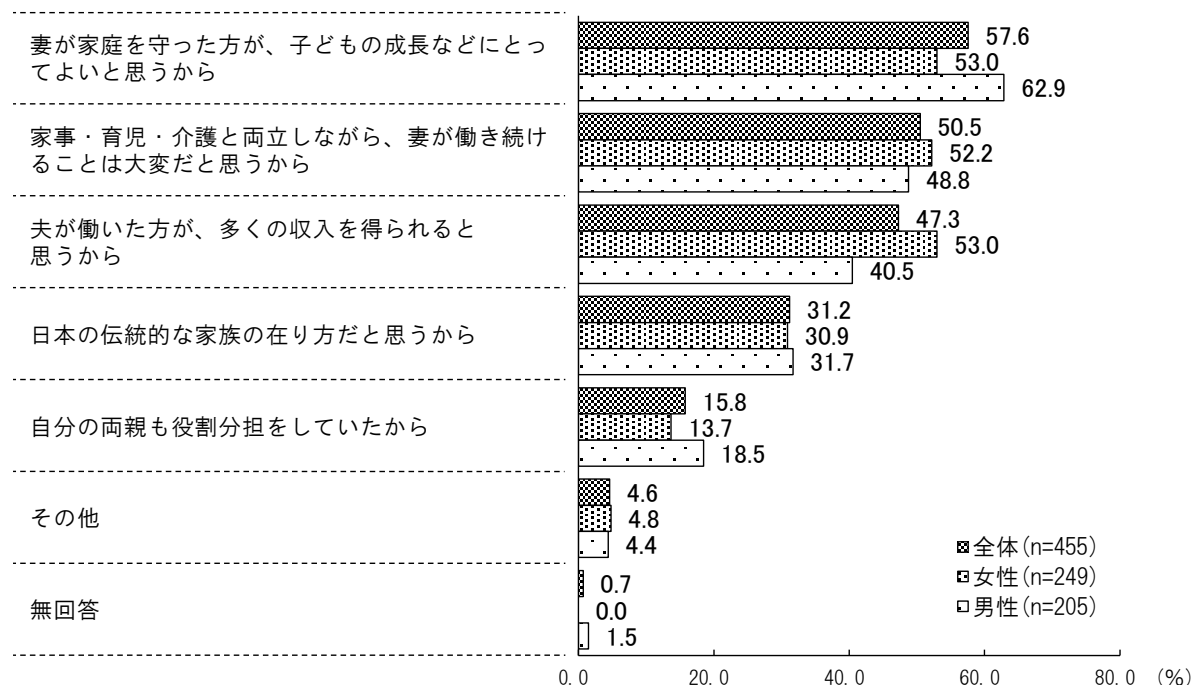
「男は仕事、女は家庭」という考え方（性別役割分担意識）については『賛成』50.7%、『反対』47.9%

女性では、『賛成』よりも『反対』が多いが、男性では、『賛成』の方が『反対』よりも多い



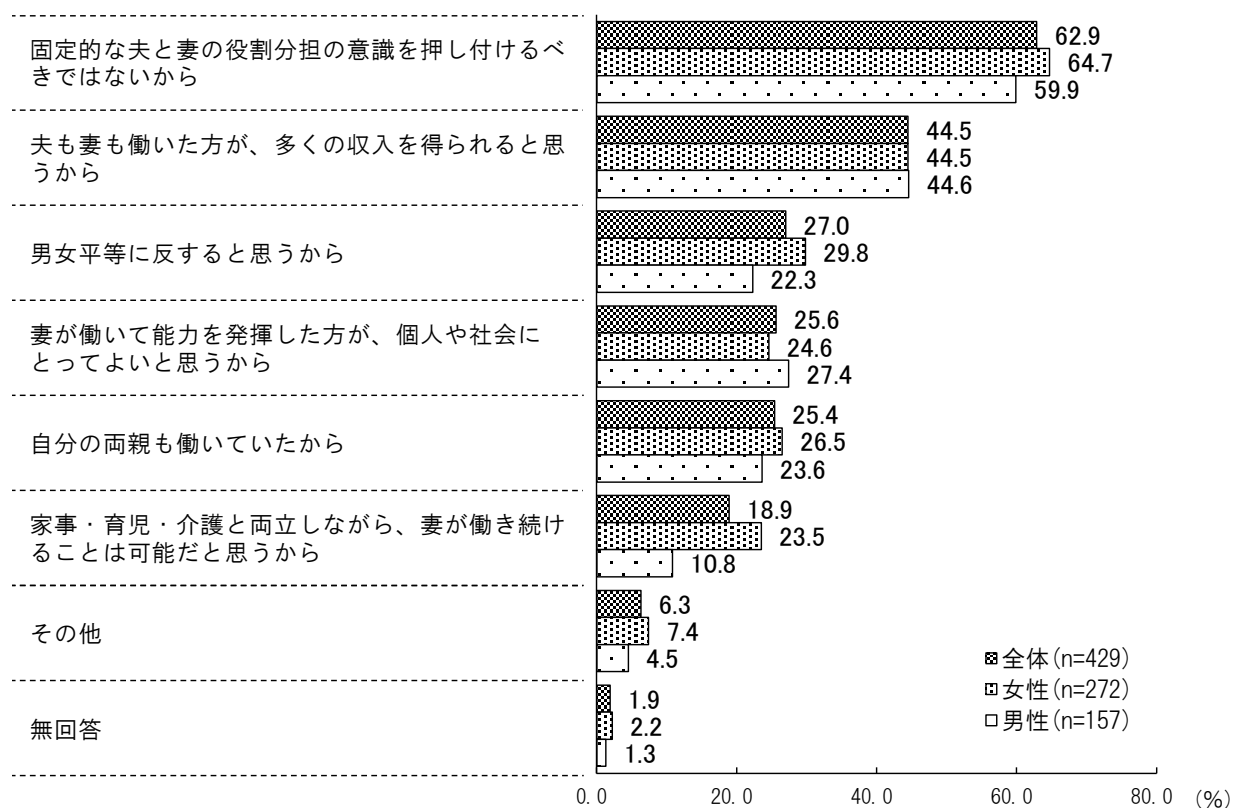
○「男は仕事、女は家庭」に同意する理由

「妻が家庭を守った方が子どもの成長などにとってよいと思うから」が最も多い



○「男は仕事、女は家庭」に同意しない理由

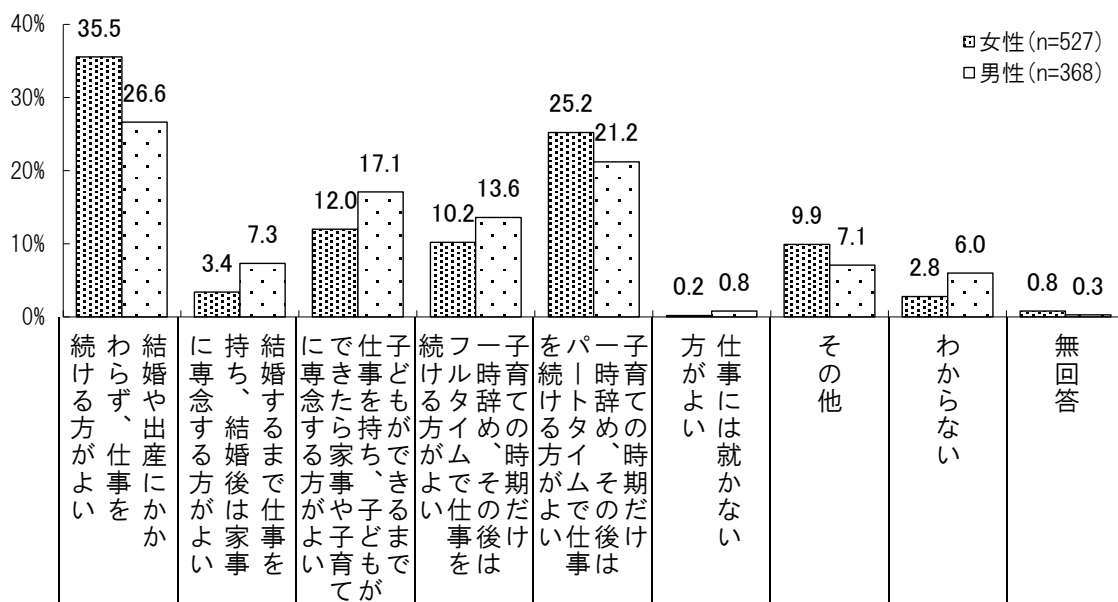
「固定的な夫と妻の役割分担意識を押し付けるべきではないから」が最も多い



働き方について

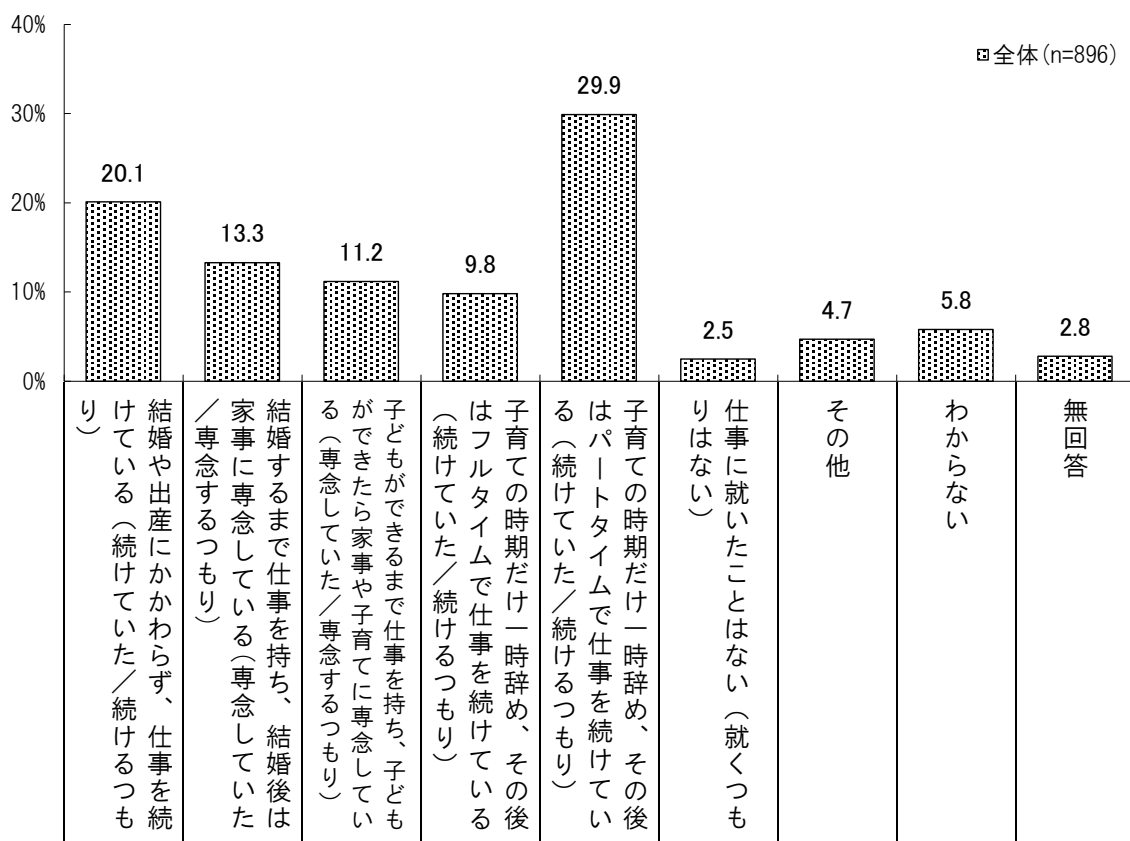
○女性が職業を持つことについて

男女とも「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける方がよい」が最も多い



○女性の実際の働き方について

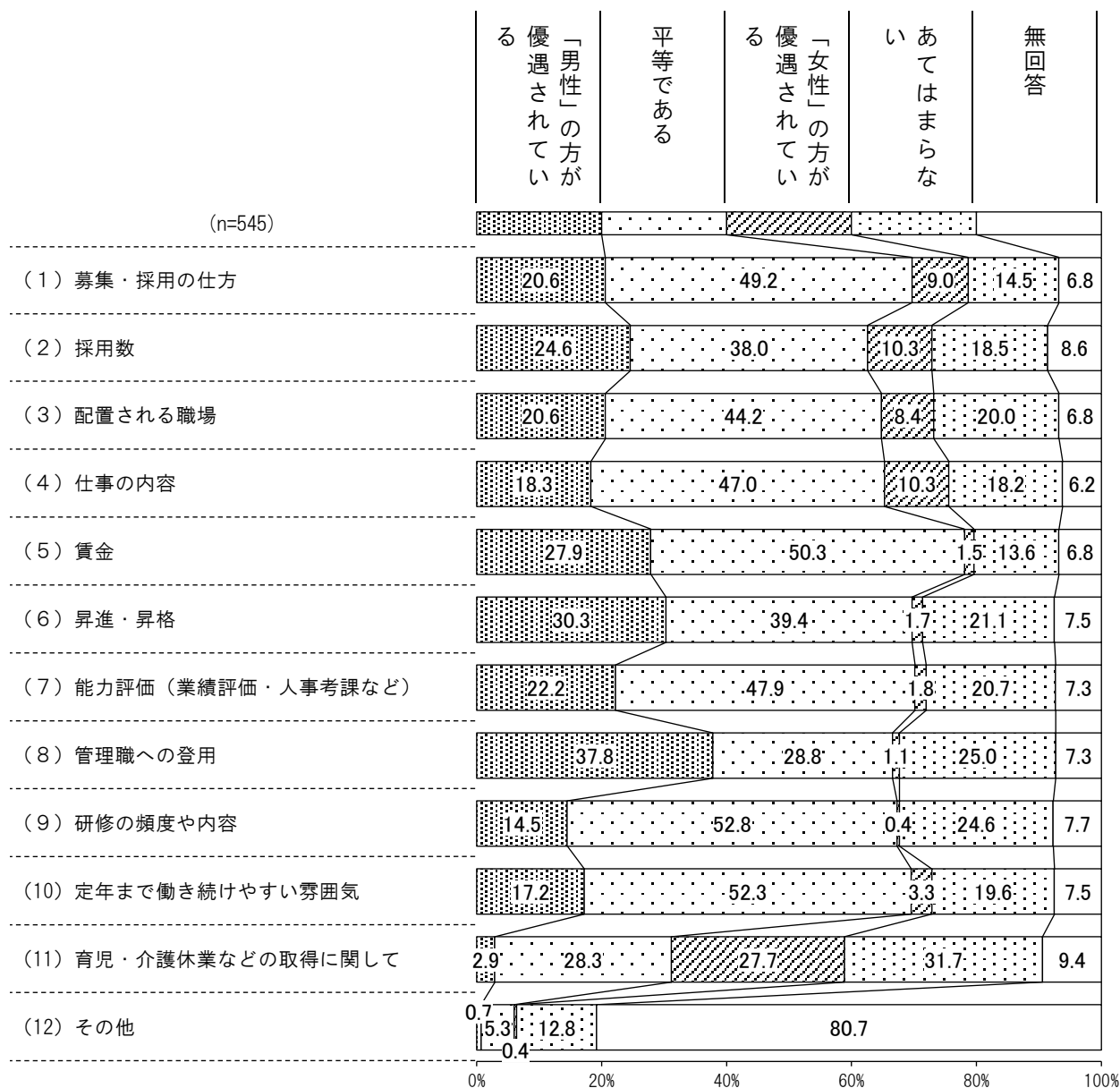
「子育ての時期だけ一時辞め、その後はパートタイムで仕事を続けている（続けていた／続けるつもり）」が最も多い



職場における男女平等意識について

○職場における男女平等意識について

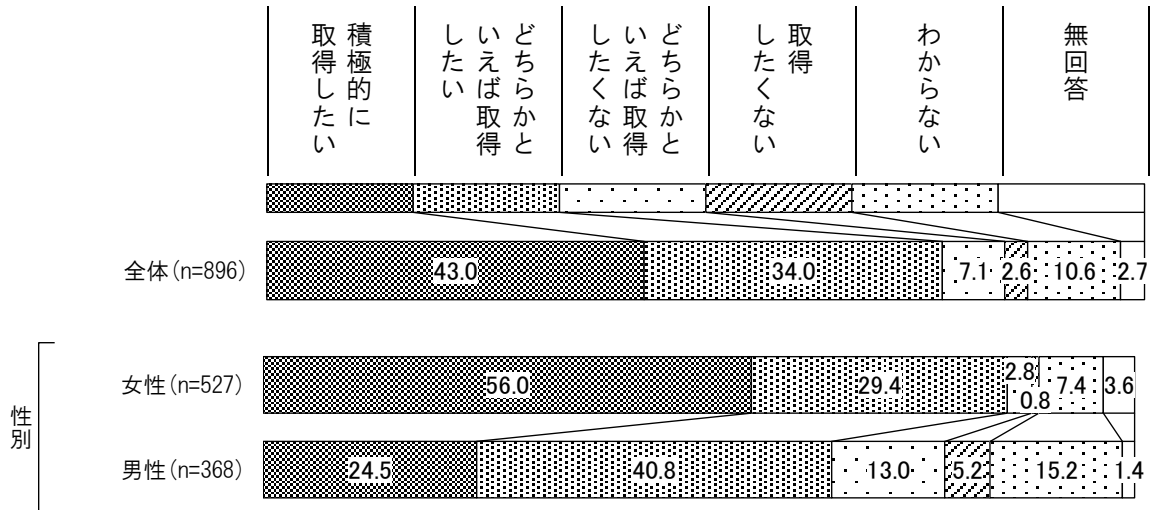
平等だと思う多い順は、「研修の頻度や内容」「定年まで働き続けやすい雰囲気」「賃金」



育児休業について

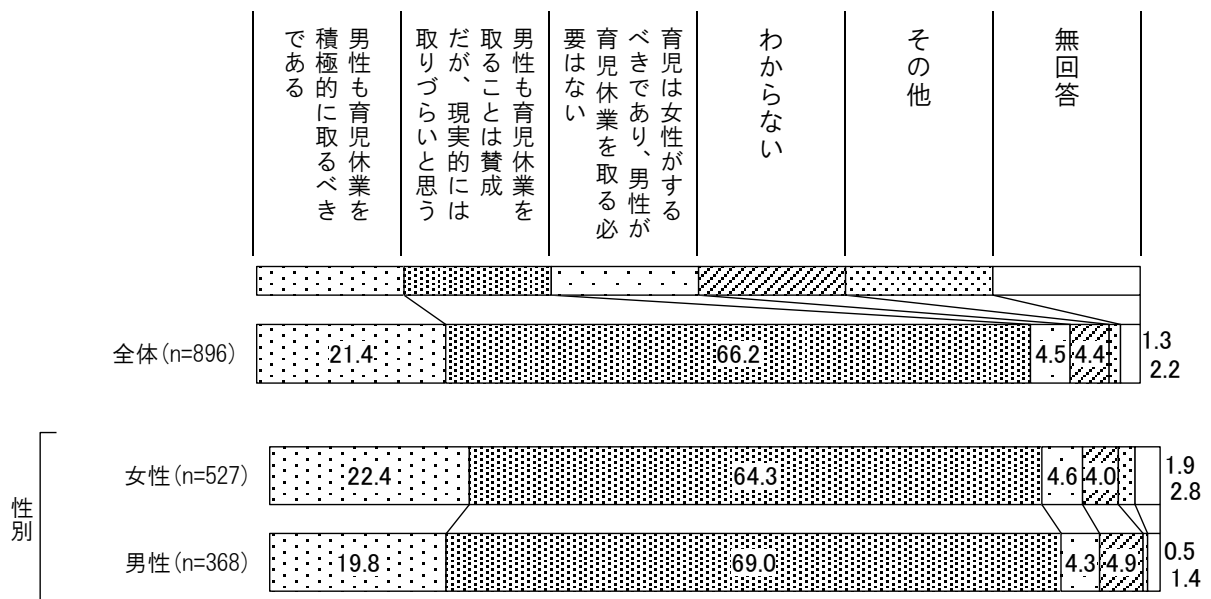
○今後の育児休業取得希望について

『育児休業を取得したい』は約7割



○男性の育児休業制度活用について

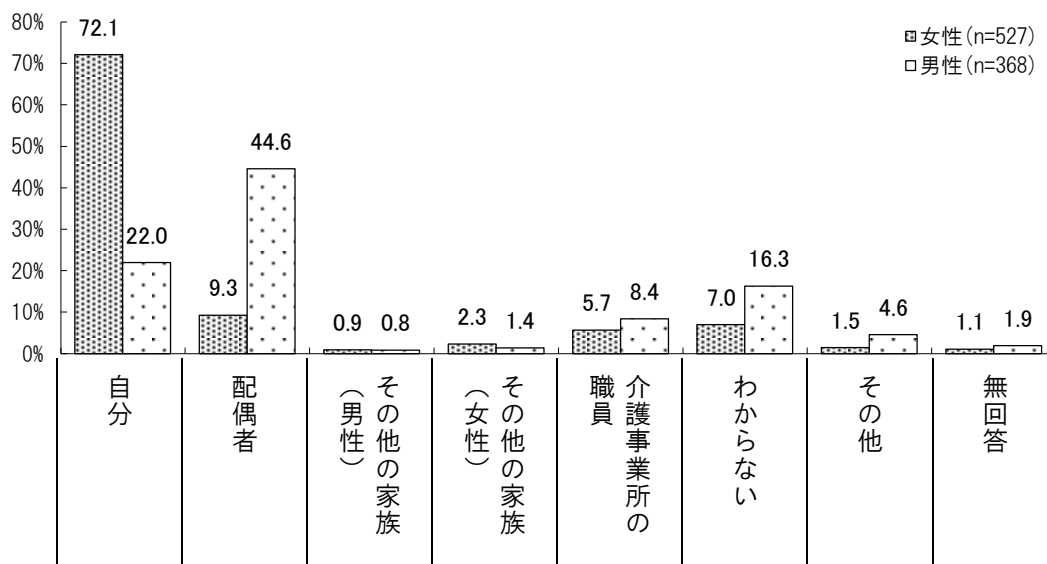
「男性も育児休業を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う」が最も多い



介護について

○介護をする人について

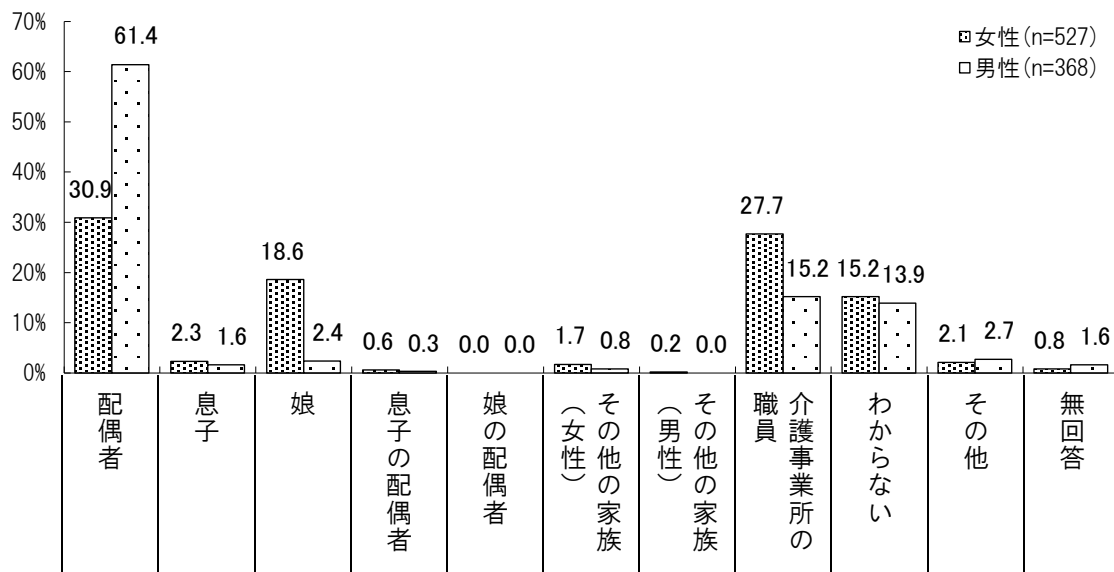
家族の中で、在宅介護が必要になったときに介護をする人は、女性では「自分」が約7割、男性では「配偶者」が約4割



○介護される場合の希望について

自分が介護してもらいたい相手は、女性では「配偶者」が3割、「介護事業所の職員」「娘」の順

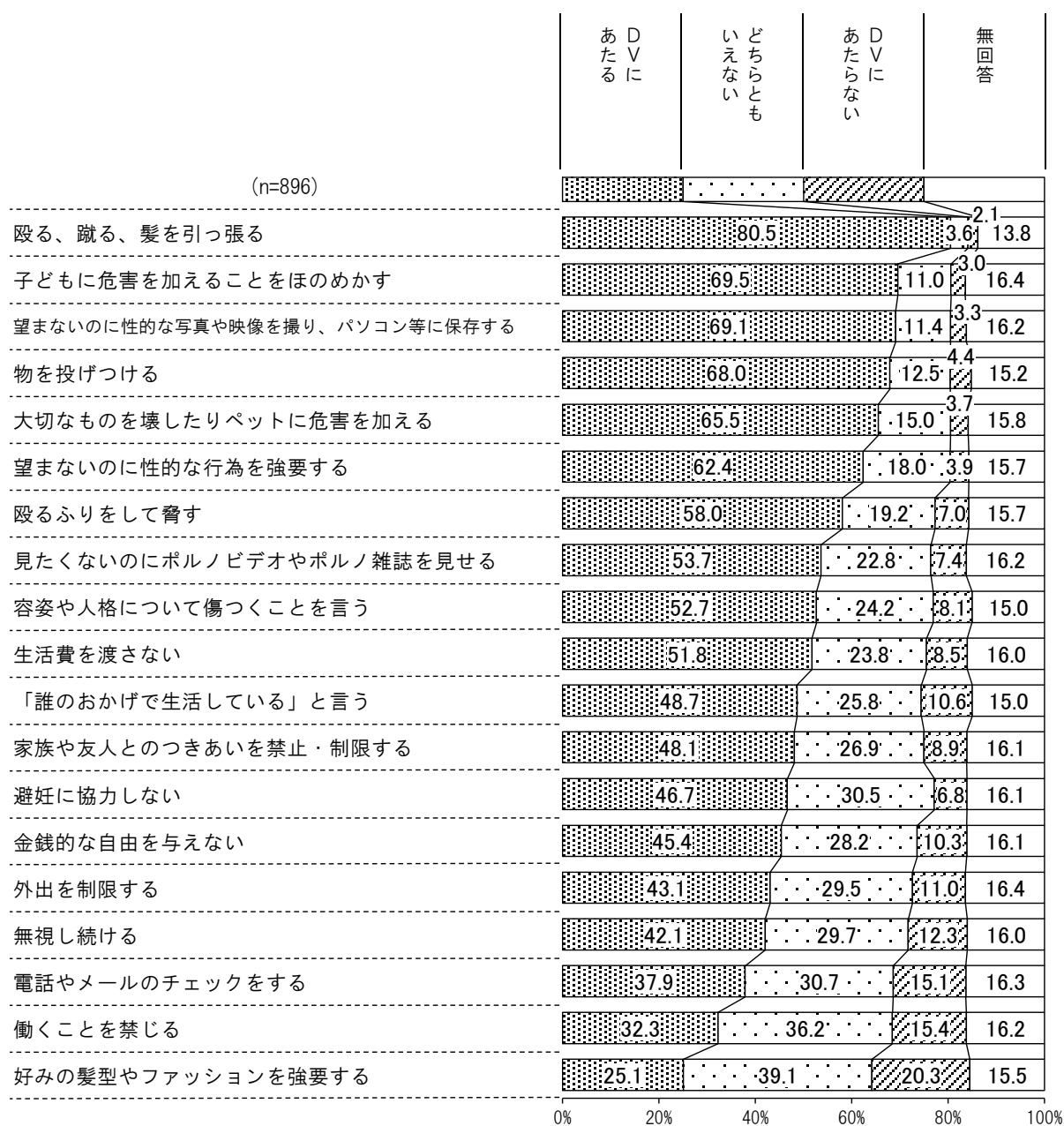
男性では「配偶者」が6割で女性の2倍



男女の人権について

○配偶者やパートナーからの暴力に対する考え方について

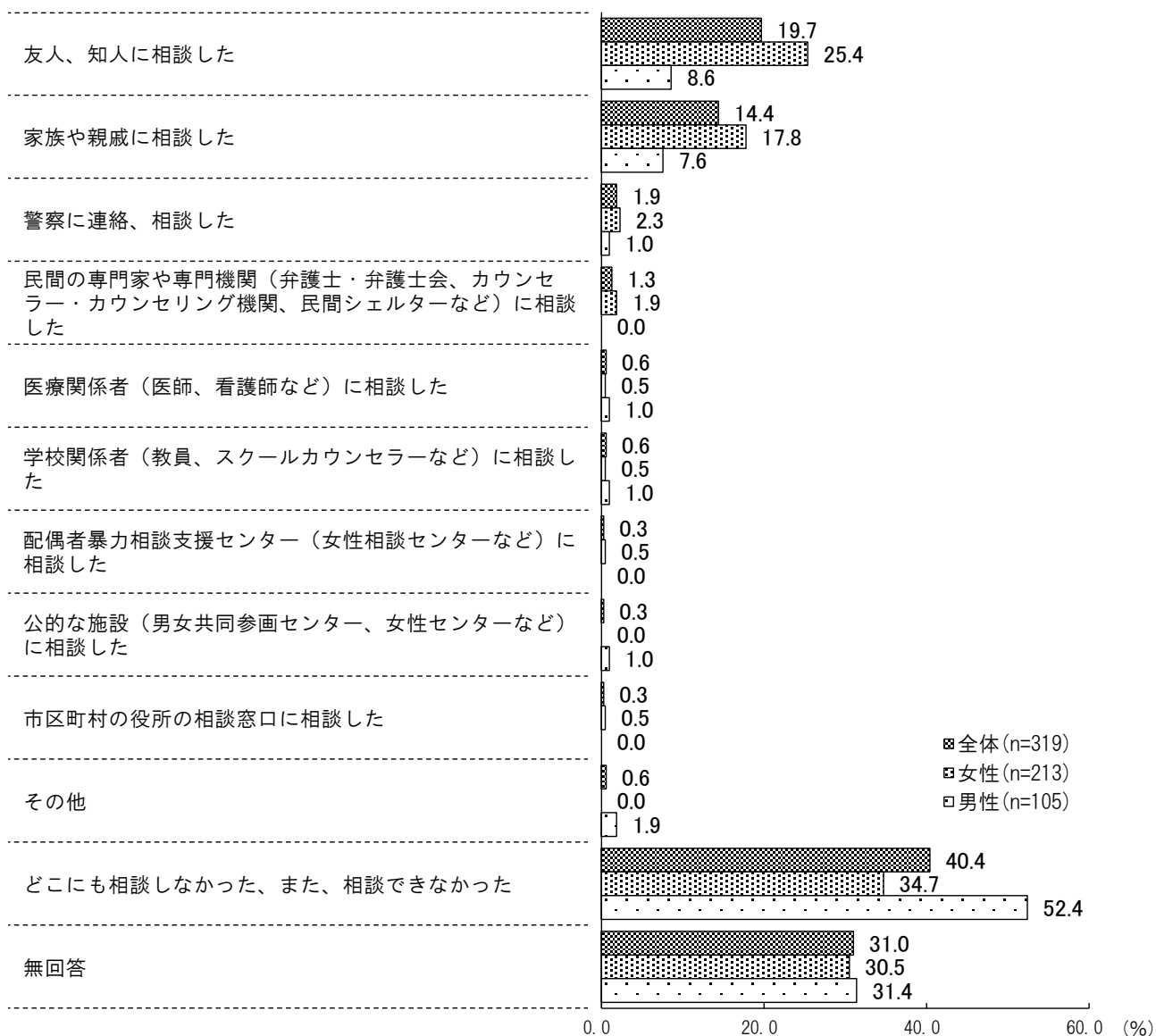
DVにあたるのは、「殴る、蹴る、髪を引っ張る」「子どもに危害を加えることをほのめかす」「望まないのに性的な写真や映像を撮り、パソコン等に保存する」など



○打ち明けたり相談したりしたこと

DVについて「どこにも相談しなかった、また、相談できなかった」が4割で最も多い

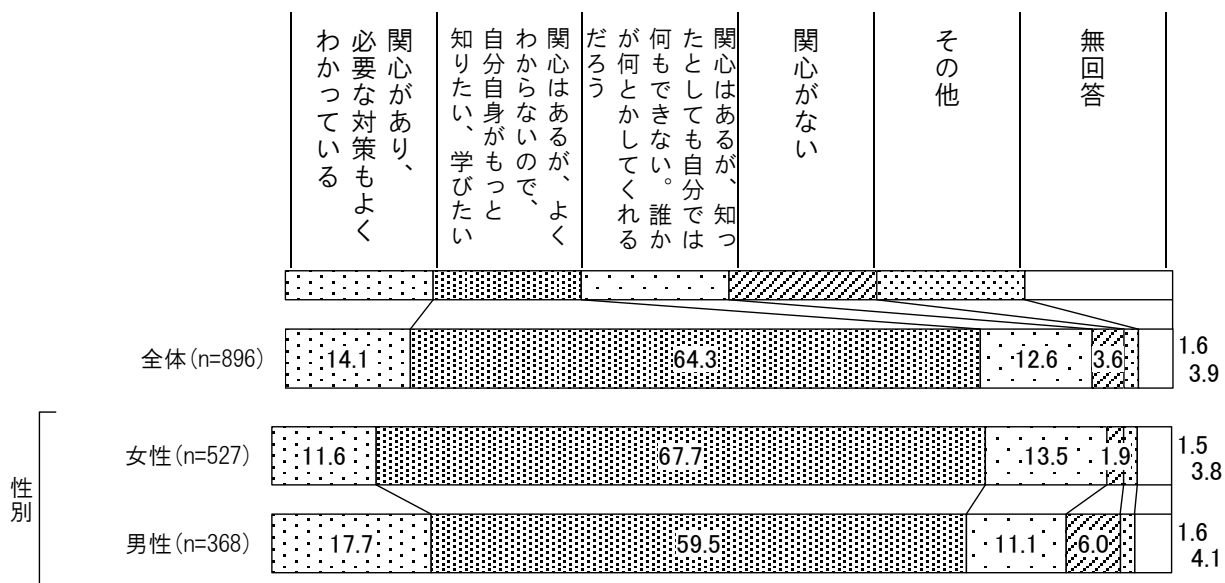
相談先は、「友人、知人に相談した」が約2割で、公的機関は少ない



防災について

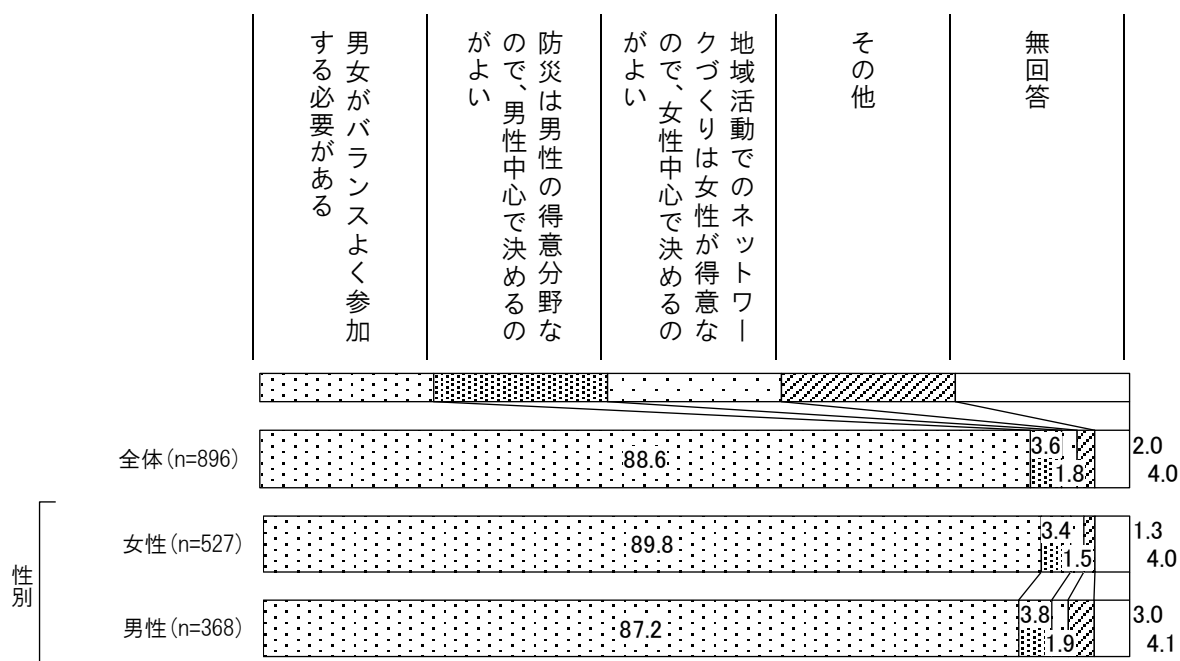
○防災への関心の有無について

「関心はあるが、よくわからないので、自分自身をもっと知りたい、学びたい」が最も多い



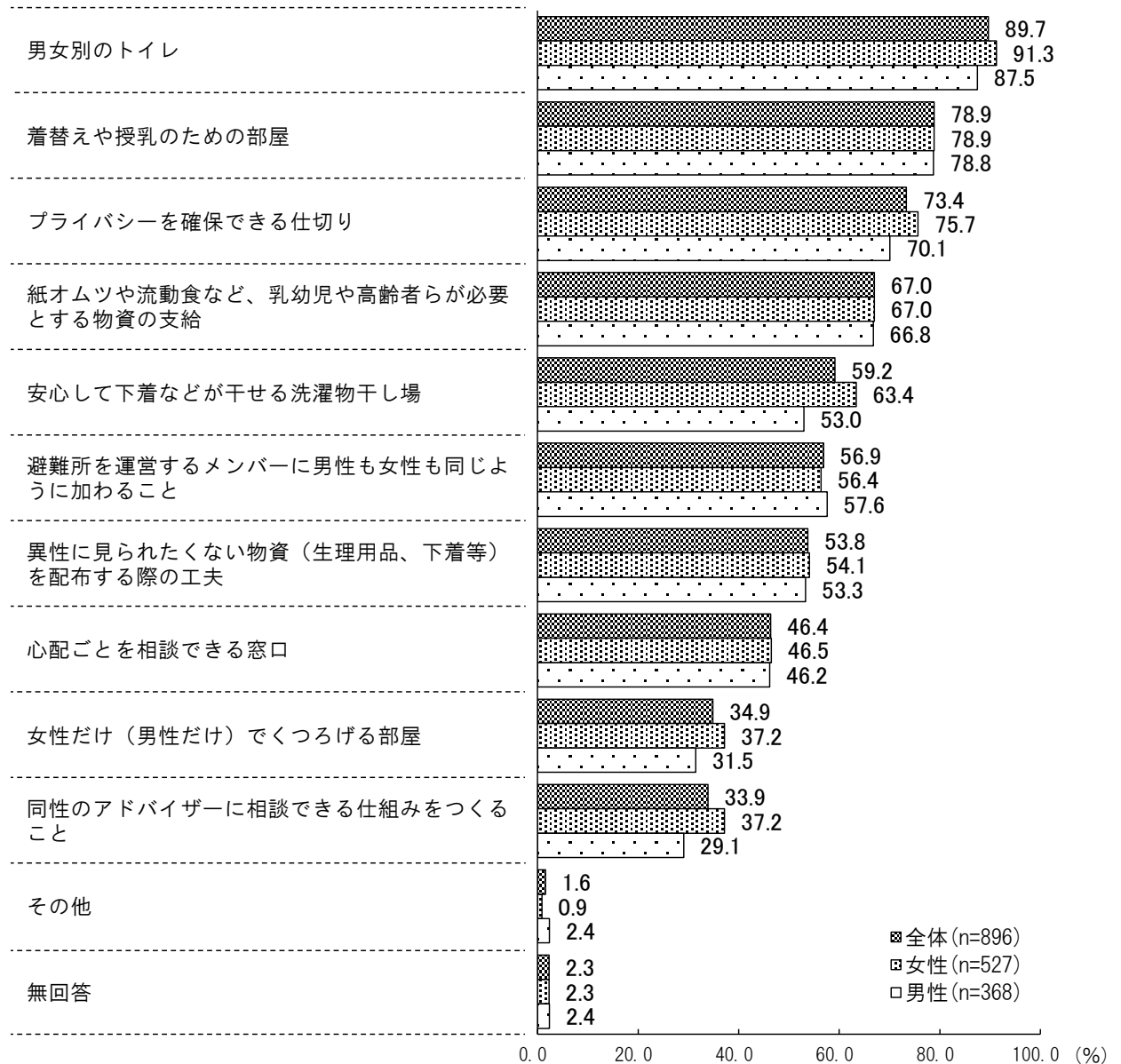
○防災計画策定や役割決定への参画について

「男女がバランスよく参加する必要がある」が約9割



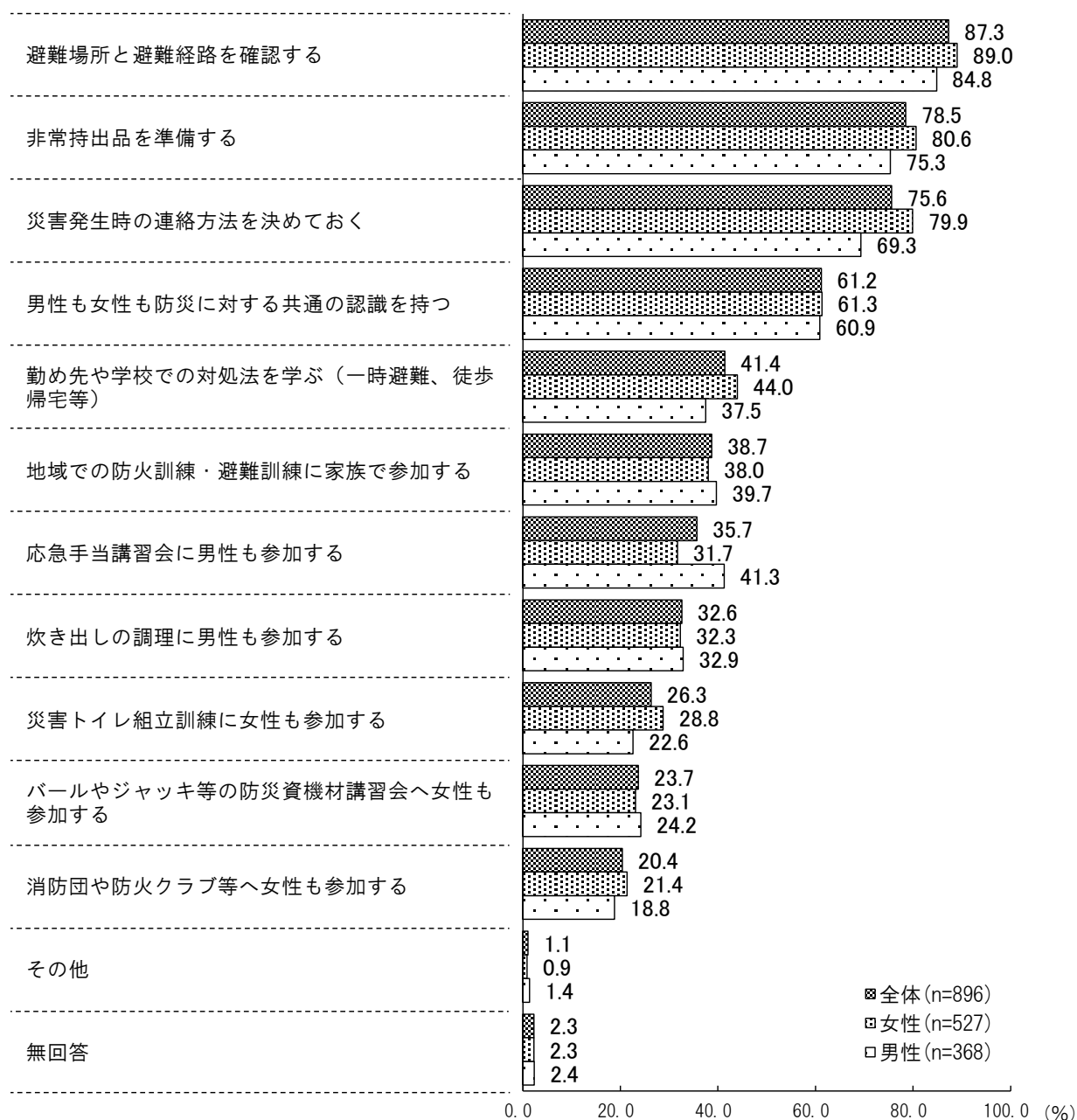
○避難所における性別に配慮した対応について

「男女別のトイレ」が最も多く、次いで「着替えや授乳のための部屋」「プライバシーを確保できる仕切り」の順



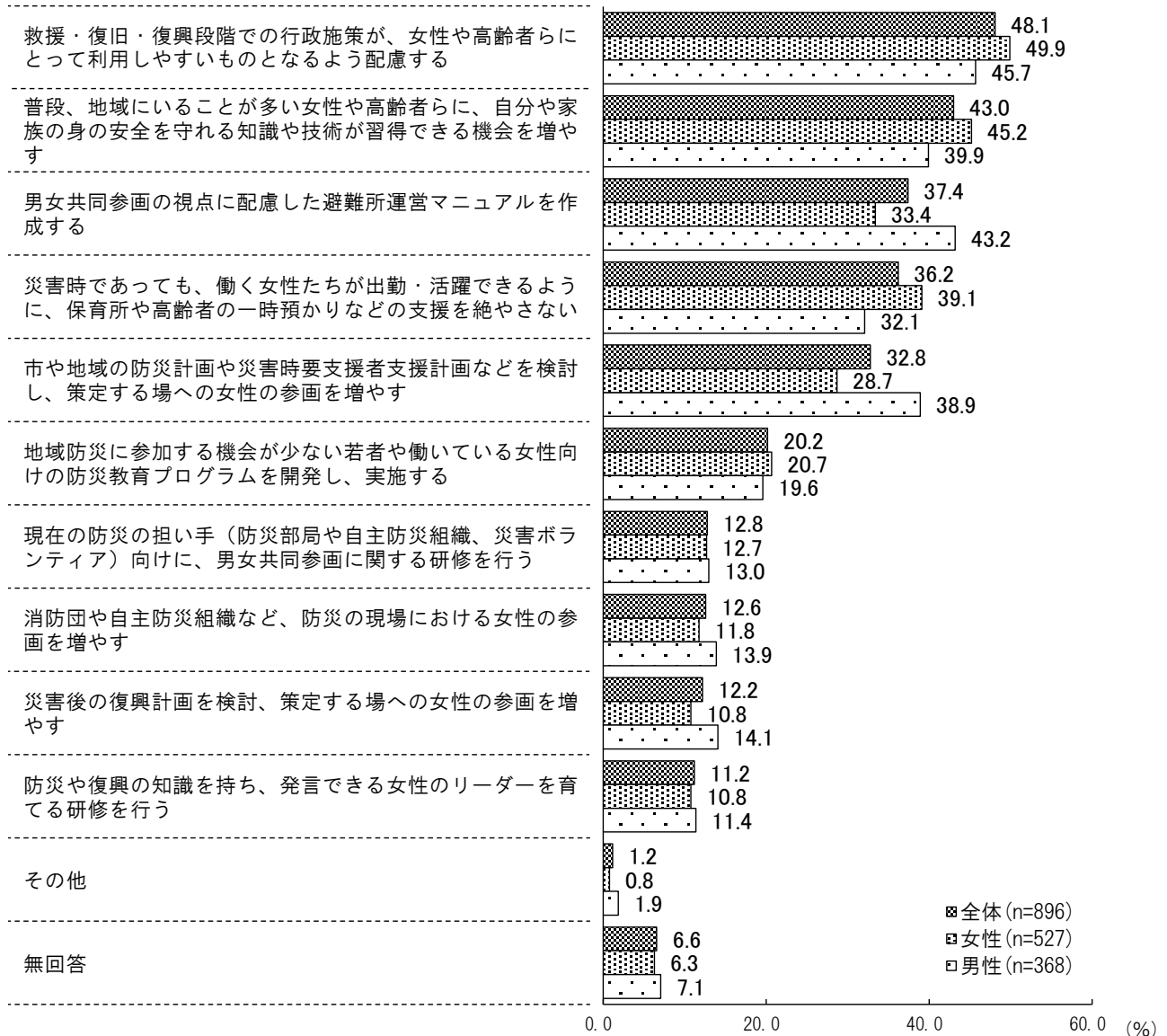
○災害に備えた日頃からの対策について

「避難場所と避難経路を確認する」が最も多い
 次いで「非常持出品を準備する」「災害発生時の連絡方法を決めておく」「男性も女性も防災に対する共通の認識を持つ」の順



○男女共同参画の視点からみた重要な防災・災害復興対策の取組みについて

「救援・復旧・復興段階での行政施策が、女性や高齢者らにとって利用しやすいものとなるよう配慮する」が最も多い



Ⅲ. 計画の基本理念

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、これまでも男女平等の実現に向けた様々な取組みが進められてきました。

しかし、現実の社会においては、いまだに性別による固定的な役割分担意識を背景とした男女の自由な活動の選択を妨げる要因が残っており、男女平等の実現に向けて、なお一層の努力が必要とされています。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化など社会経済情勢の変化に対応していく上でも、女性と男性が互いにその人権を尊重し、対等な構成員として互いに協力し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要となっています。

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにして方向を示すとともに、国・地方公共団体及び国民の責務を示し、男女共同参画社会形成のための施策を総合的・計画的に推進していくものです。

本計画では、これらを基本理念として、男女共同参画社会の実現に向けて施策の推進に取り組みます。

男女共同参画社会基本法 基本理念

- 1 男女の人権の尊重
男女の個人としての尊厳が重んぜられること
性別による差別的扱いを受けないこと
個人としての能力を発揮する機会が確保されること
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、制度や慣行が中立なものとなるよう配慮すること
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
社会の対等な構成員として政策や方針の立案及び決定に共同して参画すること
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
男女が互いに協力し、社会の支援の下に、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭と仕事、地域活動などとの両立ができるようにすること
- 5 国際的協調
男女共同参画社会の形成の促進は、国際的協調の下に行われるということ

IV. 計画の概要

計画の性格

本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」や大阪府の「おおさか男女共同参画プラン」並びに「第4次摂津市総合計画」をはじめとする市の諸計画との整合性を図りながら推進するものです。

また、社会制度や慣行の見直し、意識改革に取り組まなければならない諸課題が残っていることから、特に「女性」に視点を置いた計画の性格を継続させながら、意識改革・環境整備・女性特有の課題という3つの視点から男女共同参画社会の実現に向けて取り組むものであり、計画の推進にあたっては、市民・事業者の主体的な取り組み及び行政との協働を期待するものです。

なお、本計画は、『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律』第2条の3第3項の規定に定める「市町村基本計画」並びに『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』第6条第2項の規定に定める「市町村推進計画」に位置付けています。

DV防止法に基づく市町村基本計画	基本的方向Ⅲの基本課題2 重点施策2「配偶者等からの暴力に対する支援体制の充実」
女性活躍推進法に基づく市町村推進計画	基本的方向Ⅱの基本課題1 重点施策1「政策・方針決定の場への女性の参画の促進」
	基本的方向Ⅱの基本課題2 重点施策1「職場における男女の均等待遇の実現と女性の就労の支援」
	基本的方向Ⅱの基本課題2 重点施策2「多様な働き方における労働条件の向上への取り組み」
	基本的方向Ⅱの基本課題2 重点施策3「ワーク・ライフ・バランスの実現が可能な環境の整備」
	基本的方向Ⅱの基本課題3 重点施策1「男女がともに子育てや介護を担えるような支援の充実」

計画の期間

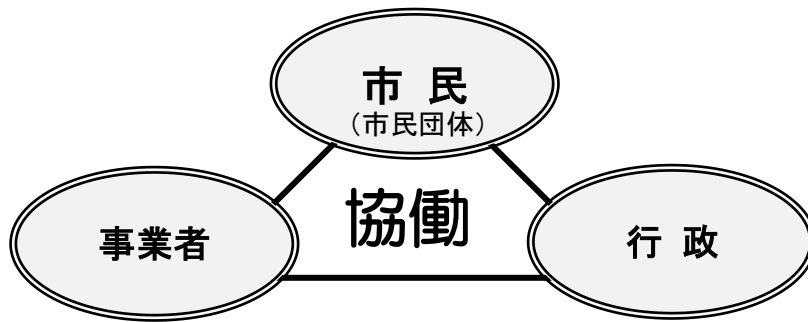
第3期摂津市男女共同参画計画とし、平成24（2012）年度から平成33（2021）年度までの10年間とします。

おおむね前期5カ年、後期5カ年とし、社会状況の変化や新たな課題が生じた場合には、中間年で見直しを図ります。

計画の進行管理

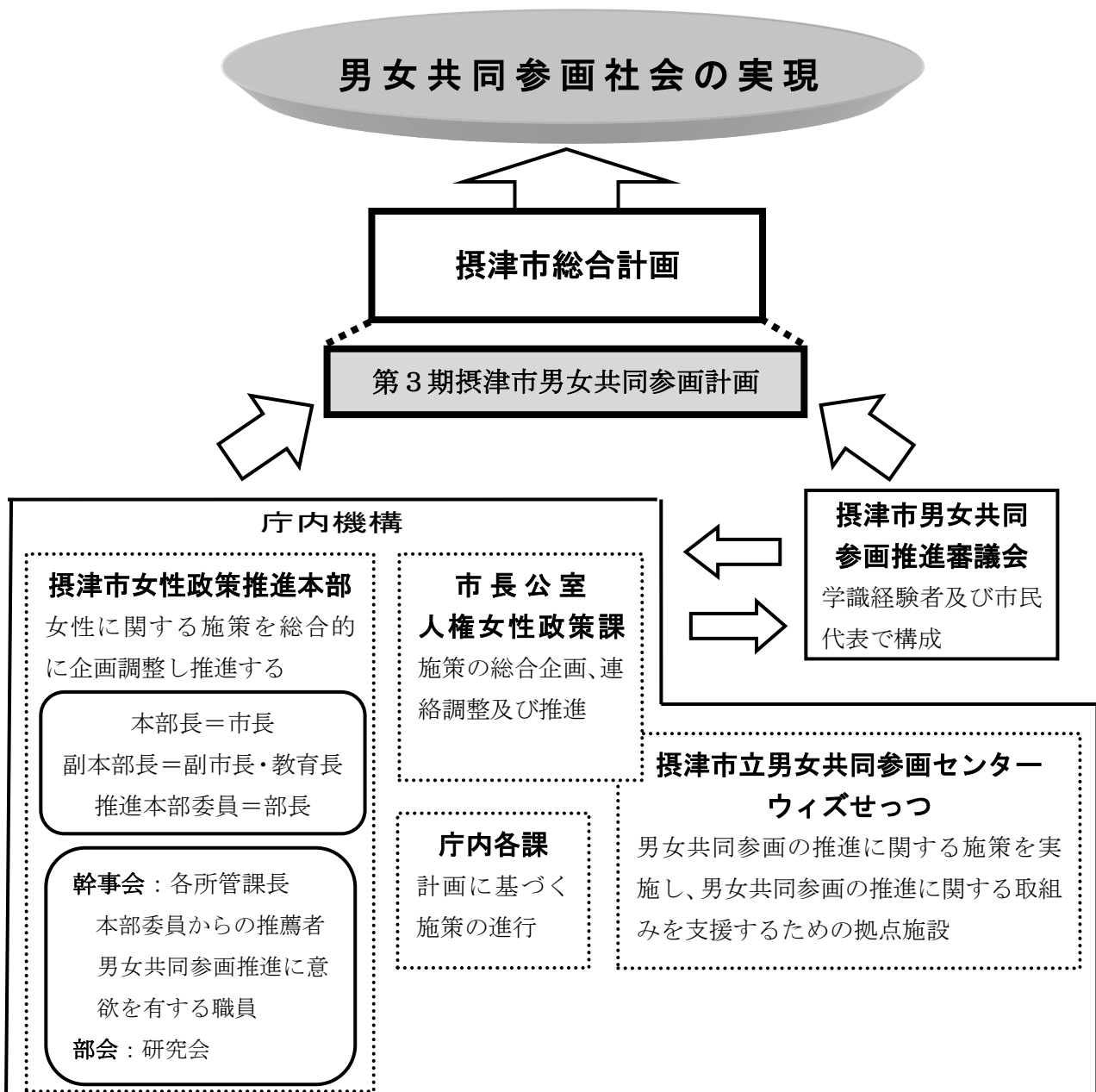
計画の進行状況の把握のため、基本課題ごとに最重点の推進項目を定め、毎年次の状況を把握し、公表します。

V. 摂津市がめざす「協働の姿」



めざす将来像である「みんなが育む つながりのまち 摂津」の実現に向けて、市民、事業者、行政など摂津市に関わるみんなが主体性をもって、互いの特性を尊重しながら、共通の目標を達成するために対等な立場で連携・協力します。

VI. 摂津市における男女共同参画施策推進の仕組み



第2 施策の基本的方向

基本的方向	基本課題	重点施策	施策の方向性	施策の内容 (抜粋)	
I 男女共同参画社会へ向けての意識形成	1 男女共同参画についての意識改革の促進	(1) 固定的な性別役割分担意識やジェンダーに基づく差別・偏見の解消	① 市職員がモデルとなり、また市がモデル職場となって男女共同参画計画を推進します	男女共同参画に対する職員研修等の機会の充実を図り、全ての施策のベースに男女共同参画の理念が組み込まれるよう意識啓発に努めます。	
			② すべての世代にとっての男女共同参画への意識啓発の機会を積極的に拡充します	特に男性にとっての男女共同参画への意識啓発に取り組みます。性差による固定的な性別役割分担意識やジェンダーに基づく差別・偏見を解消するための啓発を促進します。	
			③ 市民からアクセスしやすく、見やすい男女共同参画関連情報を提供します	男女共同参画に関する情報を他機関から収集し、啓発冊子、広報紙、HPなどを活用し提供していきます。市の広報、HPにおいて、男女共同参画の視点に立った表現が用いられるよう努めます。	
	2 男女平等教育・学習の推進	(1) 子どもの頃から男女平等についての教育・学習の推進	① 就学前教育・学校教育における男女平等教育を推進します	教職員に対し、男女共同参画への理解と認識を深めるための研修を充実していきます。男女平等教育に関する教材プログラム・情報の提供、市民グループによる出前ワークショップなどにより推進に努めます。	
			② 家庭・地域等における男女平等意識の育成に努めます	家庭や地域などにおいて、子どもに接する全ての人々が子どもの個性を尊重できるよう、男女平等意識の育成を図ります。	
		(2) 男女平等意識に基づき主体的な生き方を選択できるような教育・学習機会の充実	① 女性のエンパワーメントとチャレンジのための学習機会や場の提供を充実します	女性が自分自身の持っている権利を知り、活用する能力を身につけるとともに社会参加・参画につながる学習の機会をさらに充実します。	
② 男女共同参画の視点に立った生涯学習を促進します			各公共施設における講座等において、男女平等教育を視野に入れ学習内容を充実するとともに、性別や年齢などに関わらず、誰もが参加しやすい環境（学習機会の提供）づくりに取り組みます。		
II 男女共同参画社会へ向けての環境整備	1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	(1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進（女性活躍推進法に基づく推進計画）	① 審議会などへの女性の参画を促進します	審議会等への女性の参画目標を35%と定め、「審議会等への女性委員の登用指針」に基づき、その達成に努めます。登用を進めるために女性の人材を把握し、その情報提供を行います。	
			② 女性職員・教職員の職域拡大と登用を促進します	男女が職務上の対等なパートナーとして能力を発揮できるように、女性の市職員、教職員の職域拡大を図り、性別の偏りを改善するとともに、管理監督者への登用を促進します。	
			③ 主体的に行動できる女性の人材を育成するとともに、活用する機会の提供に努めます	研修や講座等を通して技能を身につけ、主体的に行動する女性の人材育成に努めるとともに女性が審議会等様々な活動に参画し、リーダーシップを発揮できるよう、活用の機会の提供に努めます。	
		(2) 地域活動・社会活動における男女共同参画の促進	① 男女共同参画による地域コミュニティ組織づくりを促進します	地域活動に女性の意見を反映させるために、自治会など地域団体における政策・方針決定への女性の参画拡大を図るよう啓発します。市が主催する講座等において、乳幼児を持った親が参加・参画できるようお子さんの一時預かりの実施を推進します。	
			② NPOなど市民活動団体との協働を推進します	男女共同参画社会づくりのための諸課題の解消に向け、NPOなど市民活動団体の地域活動への女性の参画を促進するとともに、その活動を支援します。	
			③ 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります	防災会議の女性委員の割合について30%目標に向けた取組みを推進します。平常時からの男女共同参画の視点からの災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供して、市民が自主的に考える機会を設けます。	
	2 労働における男女平等の推進	(3) 地域防災・環境分野における男女共同参画の促進	① 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります	防災に関する情報が届きにくい人に対して、自分や家族の身の安全を守る知識や技術が習得できる機会を増やします。男女共同参画の視点に配慮した避難所運営マニュアルを作成し啓発に努めます。	
			② 防災・災害復興対策へ男女共同参画の視点を取り入れます	ごみの分別や減量化、節電、環境美化などの諸活動に男女が積極的に参画することができるよう情報の提供や支援を行います。	
			③ 環境分野における市民活動を支援します	子育てや介護等といった仕事を中断した女性の再チャレンジやキャリアアップを目指す女性に対して、能力や技能を修得する機会や情報提供を行うとともに、性別や年代により差別されることがないよう啓発します。	
			(1) 職場における男女の均等待遇の実現と女性の就労の支援（女性活躍推進法に基づく推進計画）	① 女性の再チャレンジやキャリアアップ支援事業を充実します	市がポジティブ・アクションのモデル職場となるよう努めます。また市内中小企業においても、ポジティブ・アクションが推進されるよう啓発に努めます。
				② ポジティブ・アクションを推進します	男女が均等な雇用の機会を得られ、また均等待遇を受けられるよう労働に関する意識調査や資料の収集・整備と情報の提供を行います。特に女性に対して就労の機会を増やすために情報の提供を行います。
				③ 労働に関する調査及び情報の提供を行います	市役所においては、職員を対象とした「職場におけるハラスメント防止指針」に基づき、職場におけるハラスメント防止のための取組みを推進します。
(2) 多様な働き方における労働条件の向上への取組み（女性活躍推進法に基づく推進計画）	④ セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止対策を推進します	妊娠・出産・育児休業等を理由に職場で不利益な取扱いや精神的・肉体的ないやがらせを受けるマタニティ・ハラスメントや育児休業等を取得する男性に対して嫌がらせをするパタニティ・ハラスメントを防止するための啓発を推進します。			
	⑤ マタニティ・ハラスメントの防止対策を推進します	本市には中小企業が多いことから、パートタイム労働法、派遣労働法等の周知を図るとともに、大阪府をはじめとする関係機関との連携を深めながら事業主や労働者のための相談を実施します。			
	③ 自営業に従事する女性を支援します	起業にかかる講座を実施するとともに必要な知識などの情報提供を行い、チャレンジできるような機会の提供に努めます。融資制度に代表される財政的な支援制度等の実施や情報提供を行います。			
			③ 自営業に従事する女性を支援します	商工業の自営業に従事する女性が主体となって取り組むことができるよう啓発します。エンパワーメントするための相談の場を提供します。	

ウィズプラン 施策の体系&内容一覧

基本的方向	基本課題	重点施策	施策の方向性	施策の内容 (抜粋)	
Ⅲ 女性の自立を支える福祉環境の整備	3 女性の自立を支える福祉環境の整備	(3)ワーク・ライフ・バランス(労働と家庭・地域生活との調和)の実現が可能な環境の整備(女性活躍推進法に基づく推進計画)	①従来の男性中心型の働き方を見直し、男女が働き続けやすい環境の整備に努めます	従来の男性中心型の働き方を見直し、家庭生活との両立や地域社会への参画が可能な環境となるよう事業者へ働きかけます。	
			②家事・育児・介護等に男性が参画可能となるよう普及啓発に努めます	生活面での自立を高めて、充実した家庭生活を送ることができるように、男性の家事への参画を推進します。育児休業を取得している男性社員の取得状況の情報開示を促進します。	
			③男女共同参画に関する男性の理解を促進します	男性が家事や育児に参画することや介護休業を取得することに対する周囲(家庭、職場、地域など)の理解を得られるよう啓発を行います。	
		(1)男女がともに子育てや介護を担えるような支援の充実(女性活躍推進法に基づく推進計画)	①子育て・介護サービスを充実します	子育て中の家庭の多様なニーズに対応するために障害児保育や病後児保育、延長保育、一時預かりなどのサービスの利用促進に努めます。	
			②家庭における子育て・介護への男性の参画を促進します	子育て・介護を男女がともに協力して支えることができるよう意識啓発を推進します	
			③地域における子育て・介護を支援します	子育てや介護を支え合う活動への市民参画を促します。	
	(2)様々な困難な状況を抱える市民のセーフティネットとしての総合的な支援の充実	①各種相談窓口の連携を強化し、相談者にとってのワンストップ化をめざします	人権、就労支援、進路支援をはじめとする各種相談事業が機能を充実させ、連携を図ることで、地域住民に身近な総合相談窓口としての役割を果たすとともに、各種支援情報の提供にも努めます。		
		②若い世代が将来地域を支える力となるよう、支援します	男女共同参画の視点から、積極的に地域社会に関わってもらえるよう、情報提供に努めます。		
		③地域社会における福祉の充実を図ります	地域住民や地域組織の協力を得ながら、小地域ネットワーク活動の「ふれあいいきいきサロン」や「地域参加型機能訓練」などの積極的な推進や、地域社会に参加できる場の提供などの充実を図ります。		
		④高齢、障害、貧困、その他様々な困難な状況におかれている人を支援します	高齢者や障害者の人権が尊重されるよう、高齢者虐待、障害者虐待の防止に取り組みます。生活困難な人の複合的な課題について、関係機関と連携できるよう情報共有と相談支援体制の充実を図ります。		
	Ⅲ 女性の 人権尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶	1 生涯を通じた女性の健康支援	(1)性と生殖に関する健康と権利の尊重についての啓発	①母子保健を充実します	若年妊婦や多胎妊娠、経済的な不安を抱える妊婦等に対しては、妊娠前から保健師や助産師が家庭訪問をおとして、安心して妊娠・出産がのぞめるよう支援します。
				②いのちやお互いを尊重する生き方としての性教育を充実します	若年層を対象に虐待防止の視点から、性の大切さ、命の尊さ、親としての子育ての義務等を認識できるような機会を提供し、生きる力につながる性情報を学ぶ機会の充実を図ります。
③性と生殖に関する健康と権利の尊重について情報提供を行います				HIV/エイズや性感染症対策の推進を図るとともに、情報が氾濫する現代社会の中で、若い世代が性と生殖に関する健康と権利について正しい知識を得ることができるよう学習機会と情報の提供に努めます。	
(2)心身の健康保持及び相談窓口の整備			①健康に関する相談窓口を充実します	不妊・避妊・性感染症、性に関する相談窓口の明確化を図るとともに、女性専用外来などの相談・診療機関についての情報提供を行います。	
			②ライフステージに応じた女性の健康づくりを支援します	思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期に応じた健康支援策に取り組みます。気分障害や認知症、生活習慣病など、心とからだの健康問題についての教育や情報提供の機会をつくります。	
			③薬物などによる健康被害の防止に努めます	薬物の使用の外、アルコール依存症やたばこの害、HIV感染などの健康被害を未然に防止する教育・啓発に努めます。	
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶		(1)暴力防止に向けた教育・啓発の推進	①女性に対するあらゆる暴力防止に向けた意識啓発を行います	DVや性暴力被害など女性に対するあらゆる暴力防止に関する学習・啓発を行います。特に恋人間の暴力(デートDV)を防ぐため、若年層を対象とした啓発を市内の教育機関と連携し、取り組みます。	
			②各関係機関との連携による啓発を促進します	各関係機関において、日頃の連携を強化するとともに形骸化しないための機能的な体制づくりを図り、暴力を予防・防止するためにより効果的な啓発に努めます。	
			③メディアにおける女性の人権を尊重します	固定的な性別に基づく表現や女性を性的な対象としてのみ扱う表現、女性に対する暴力を肯定するような表現等について、情報の受け手が主体的に選択し、読み解き、活用できる力をつけられるよう啓発・学習機会の充実を図ります。	
		(2)配偶者等からの暴力に対する支援体制の充実(DV防止法に基づく基本計画)	①安心して相談できる体制を充実します	被害者の相談、保護、自立等の支援について関係機関との綿密な連携を図りながら被害者支援を実施するため、DVセンター機能の充実にも努めます。	
			②大阪府等他機関との連携による緊急かつ安全な保護を実施します	緊急時には大阪府女性相談センターや子ども家庭センター、警察等他機関と連携し、安全な対応ができるような体制を作ります。	
			③被害者の自立支援の充実にも努めます	相談事業や庁内における社会資源の提供など、庁内機関が連携し、被害者の自立支援に向けた情報提供や支援策を実施します。	
(3)性暴力被害者への支援		④児童虐待・高齢者虐待等ネットワーク体制との連携を強化します	DVの環境下に置かれている子どもは児童虐待に当たるとの認識のもと通告を行うなど関係各課の連携を強化し、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。		
		①性暴力被害者に対する相談窓口の情報提供を行います	被害者の心情に配慮し、大阪府並びに被害者支援に取り組むNPO等の相談窓口の情報提供を行います。		

施策の体系

基本的方向Ⅰ 男女共同参画社会へ向けての意識形成

基本課題1. 男女共同参画についての意識改革の促進

重点施策

- (1) 固定的な性別役割分担意識やジェンダーに基づく差別・偏見の解消

施策の方向性

- ①市職員がモデルとなり、また市がモデル職場となって男女共同参画計画を推進します
- ②すべての世代にとっての男女共同参画への意識啓発の機会を積極的に拡充します
- ③市民からアクセスしやすく、見やすい男女共同参画関連情報を提供します

基本課題2. 男女平等教育・学習の推進

重点施策

- (1) 子どもの頃からの男女平等についての教育・学習の推進
- (2) 男女平等意識に基づき主体的な生き方を選択できるような教育・学習機会の充実

施策の方向性

- ①就学前教育・学校教育における男女平等教育を推進します
- ②家庭・地域等における男女平等意識の育成に努めます
- ①女性のエンパワーメントとチャレンジのための学習機会や場の提供を充実します
- ②男女共同参画の視点に立った生涯学習を促進します

基本的方向Ⅱ 男女共同参画社会へ向けての環境整備

基本課題1. あらゆる分野への男女共同参画の促進

重点施策

- (1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進 (女性活躍推進法に基づく推進計画)
- (2) 地域活動・社会活動における男女共同参画の促進
- (3) 地域防災・環境分野における男女共同参画の促進

施策の方向性

- ①審議会などへの女性の参画を促進します
- ②女性職員・教職員の職域拡大と登用を促進します
- ③主体的に行動できる女性の人材を育成するとともに、活用する機会の提供に努めます
- ①男女共同参画による地域コミュニティ組織づくりを促進します
- ②NPOなど市民活動団体との協働を推進します
- ①防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります
- ②防災・災害復興対策へ男女共同参画の視点を取り入れます
- ③環境分野における市民活動を支援します

基本課題 2. 労働における男女平等の推進

重点施策

- (1) 職場における男女の均等待遇の実現と女性の就労の支援

(女性活躍推進法に基づく推進計画)

- (2) 多様な働き方における労働条件の向上への取り組み

(女性活躍推進法に基づく推進計画)

- (3) ワーク・ライフ・バランス（労働と家庭・地域生活との調和）の実現が可能な環境の整備

(女性活躍推進法に基づく推進計画)

施策の方向性

- ①女性の再チャレンジやキャリアアップ支援事業を充実します
- ②ポジティブ・アクションを推進します
- ③労働に関する調査及び情報の提供を行います
- ④セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止対策を推進します
- ⑤マタニティ・ハラスメントの防止対策を推進します

- ①パートタイム・派遣労働者及び事業主等への啓発と相談を充実します
- ②女性起業家の育成及び女性事業主に対する支援に努めます
- ③自営業に従事する女性を支援します

- ①従来の男性中心型の働き方を見直し、男女が働き続けやすい環境の整備に努めます
- ②家事・育児・介護等に男性が参画可能となるよう普及啓発に努めます
- ③男女共同参画に関する男性の理解を促進します

基本課題 3. 男女の自立を支える福祉環境の整備

重点施策

- (1) 男女がともに子育てや介護を担えるような支援の充実

(女性活躍推進法に基づく推進計画)

- (2) 様々な困難な状況を抱える市民のセーフティネットとしての総合的な支援の充実

施策の方向性

- ①子育て・介護サービスを充実します
- ②家庭における子育て・介護への男性の参画を促進します
- ③地域における子育て・介護を支援します

- ①各種相談窓口の連携を強化し、相談者にとってのワンストップ化をめざします
- ②若い世代が将来地域を支える力となれるよう支援します
- ③地域社会における福祉の充実を図ります
- ④高齢、障害、貧困、その他様々な困難な状況におかれている人を支援します

基本的方向Ⅲ 女性の人権尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本課題1. 生涯を通じた女性の健康支援

重点施策

(1) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
についての啓発

(2) 心身の健康保持及び相談窓口の整備

施策の方向性

①母子保健を充実します
②いのちやお互いを尊重する生き方としての性
教育を充実します
③性と生殖に関する健康と権利の尊重について
情報提供を行います

①健康に関する相談窓口を充実します
②ライフステージに応じた女性の健康づくりを
支援します
③薬物などによる健康被害の防止に努めます

基本課題2. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

重点施策

(1) 暴力防止に向けた教育・啓発の推進

(2) 配偶者等からの暴力に対する支援体
制の充実

(DV防止法に基づく基本計画)

(3) 性暴力被害者への支援

施策の方向性

①女性に対するあらゆる暴力防止に向けた意識
啓発を行います
②各関係機関との連携による啓発を促進します
③メディアにおける女性の人権を尊重します

①安心して相談できる体制を充実します
②大阪府等他機関との連携による緊急かつ安全
な保護を実施します
③被害者の自立支援の充実に努めます
④児童虐待・高齢者虐待等ネットワーク体制と
の連携を強化します

①性暴力被害者に対する相談窓口の情報提供を
行います

施策の内容

基本的方向	I	男女共同参画社会へ向けての意識形成
--------------	---	-------------------

基本課題	1	男女共同参画についての意識改革の促進
-------------	---	--------------------

少子高齢化の進行に歯止めがかからない社会状況において、「男は仕事」「女は家事・育児」という固定的な性別役割分担意識に縛られていることが男女双方にとって生きづらさの元になっています。どちらか一方の性に偏って期待されてきた様々な役割を男女が共に担える社会のシステムにしない限り、男女の構造的な力関係や、経済力の不均衡はなくなり、豊かで活力ある社会を実現することはできません。

男女共同参画社会の実現をめざすことが、市民一人ひとりが豊かにそして幸せにくらすことにつながる身近な課題として捉えられるよう、男女はもちろんのこと、子どもから高齢者までの全ての世代、またあらゆる立場の人たちに必要な取組みであることの認識を広めることが必要です。

重点施策	(1)	固定的な性別役割分担意識やジェンダーに基づく差別・偏見の解消をめざします
-------------	-----	--------------------------------------

担当部局	全部局
------	-----

施策の方向性

①	市職員がモデルとなり、また市がモデル職場となって男女共同参画計画を推進します
---	--

男女共同参画社会の実現をめざすためには、市職員が男女共同参画の意識を持って施策を進めることが必要です。男女共同参画に対する職員研修等の機会の充実を図り全ての施策のベースに男女共同参画の理念が組み込まれるよう意識啓発に努めます。

②	すべての世代にとっての男女共同参画への意識啓発の機会を積極的に拡充します
---	--------------------------------------

すべての世代が男女共同参画を自らの課題と認識し、特に男性にとっての男女共同参画への意識啓発に取り組みます。性差による固定的な性別役割分担意識やジェンダーに基づく差別・偏見を解消するための啓発を促進します。

③	市民からアクセスしやすく、見やすい男女共同参画関連情報を提供します
---	-----------------------------------

男女それぞれの立場から男女共同参画社会の実現をめざして取り組めるよう資料の収集・整備を行っていきます。男女共同参画に関する情報を他機関から収集し、啓発冊子、広報紙、HPなどを活用し提供していきます。市の広報、HPにおいて、男女共同参画の視点に立った表現が用いられるよう努めます。

基本的方向	I	男女共同参画社会へ向けての意識形成
--------------	---	--------------------------

基本課題	2	男女平等教育・学習の推進
-------------	---	---------------------

男女共同参画社会を推進するためには、固定的な性別役割分担意識を見直し、性別にとらわれず個人としての人権尊重に基づく男女平等を推進する教育・学習の充実を図っていく必要があります。

次代を担う子どもたちが将来に向けて主体的に生き方を選択できる能力を身に付けるためには、幼少期からの男女平等教育の推進とともに、家庭教育、さらには地域・学校等社会全体が子どもたちを育み、見守ることができるような取組みが必要です。

また、積極的な社会への参画を促すために、女性に対するエンパワーメントの機会の充実を図るとともに、男性に対しては、男女共同参画を進めることが男性にとっても生きやすい社会に繋がるというこの理解を深めてもらい、より積極的に家庭・地域生活に関わってもらえるような取組みを推進する必要があります。

重点施策	(1)	子どもの頃からの男女平等についての教育・学習を推進します
-------------	-----	-------------------------------------

担当部局	次世代育成部・教育総務部
-------------	--------------

施策の方向性

①	就学前教育・学校教育における男女平等教育を推進します
---	-----------------------------------

男女共同参画社会を実現する上で、就学前教育、学校教育の果たす役割は重要です。子どもに接することの多い教職員の言動は子どもに大きく影響します。対応する教職員は男女平等について、十分な認識をして保育・教育を行わなければなりません。教職員に対し、男女共同参画への理解と認識を深めるための研修を充実していきます。児童生徒が主体的に学び・考え、行動する態度を養う学習となるよう、指導内容や指導方法の工夫改善に努めます。男女平等教育に関する教材プログラム・情報の提供市民グループによる出前ワークショップなどにより推進に努めます。

②	家庭・地域等における男女平等意識の育成に努めます
---	---------------------------------

男女共同参画を進めるためには、家庭教育が重要であり、また地域全体で意識を醸成することが必要です。家庭における固定的な性別役割分担意識を見直すために、家庭や地域などにおいて、子どもに接する全ての人が子どもの個性を尊重できるよう、男女平等意識の育成を図ります。

重点施策	(2) 男女平等意識に基づき主体的な生き方を選択できるような教育・学習機会を充実します
-------------	---

担当部局	全部局
------	-----

施策の方向性

①	女性のエンパワーメントとチャレンジのための学習機会や場の提供を充実します
---	--------------------------------------

女性が自分自身の多様な目的と幅広い視野を持って学習に参加できるよう働きかけ自分の持っている権利を知り、活用する能力を身につけるとともに社会参加・参画につながる学習の機会をさらに充実します。

②	男女共同参画の視点に立った生涯学習を促進します
---	-------------------------

各公共施設における講座等において、男女平等教育を視野に入れ学習内容を充実するとともに、性別や年齢などに関わらず、誰もが参加しやすい環境（学習機会の提供）づくりに取り組みます。

基本的方向	Ⅱ	男女共同参画社会へ向けての環境整備
--------------	---	--------------------------

基本課題	1	あらゆる分野への男女共同参画の促進
-------------	---	--------------------------

職場や地域など、あらゆる分野に女性の意見を反映させ、男女が共同して社会形成にかかわっていくことは社会にとっても必要なことです。しかし、いまだに政策や方針決定の場に女性の参画が少ないのが現状です。男女共同参画社会を実現するために、あらゆる分野において、男女が社会のパートナーとして、政策・方針の決定に参画できるようにしなければなりません。

一方、行政においてもバランスの取れた市政運営と市民サービスの充実のためには職員が個々の能力を生かしながら施策を進めることが重要であり、様々な分野への女性職員の配置や登用が必要です。女性への偏見を無くし、男女がともに責任を担っていけるよう、男女共同参画を推進します。

重点施策	(1)	政策・方針決定の場への女性の参画を促進します
-------------	-----	-------------------------------

担当部局	全部局
-------------	-----

施策の方向性

①	審議会などへの女性の参画を促進します
---	---------------------------

審議会等への女性の参画目標を35%と定め、「審議会等への女性委員の登用指針」に基づき、その達成に努めます。登用を進めるために女性の人材を把握し、その情報提供を行います。

②	女性職員・教職員の職域拡大と登用を促進します
---	-------------------------------

男女が職務上の対等なパートナーとして能力を発揮できるように、女性の市職員、教職員の職域拡大を図り、性別の偏りを改善するとともに、管理監督者への登用を促進します。

③	主体的に行動できる女性の人材を育成するとともに、活用する機会の提供に努めます
---	---

研修や講座等を通して技能を身につけ、主体的に行動する女性の人材育成に努めるとともに女性が審議会等様々な活動に参画し、リーダーシップを発揮できるよう、活用の機会の提供に努めます。

重点施策	(2)	地域活動・社会活動における男女共同参画を促進します
-------------	-----	---------------------------

担当部局	全部局
------	-----

施策の方向性

①	男女共同参画による地域コミュニティ組織づくりを促進します
---	------------------------------

住民参加による地域活動やネットワークづくりは、地域力を高め、安心して暮らすことができる生活の基盤作りにつながります。地域活動に女性の意見を反映させるために、自治会など地域団体における政策・方針決定への女性の参画拡大を図るよう啓発します。市が主催する講座、会議等において、乳幼児を持った親が参加・参画できるようお子さんの一時預かりの実施を推進します。また、男女共同参画社会の実現に向けて情報や学習機会等の提供に努めます。

②	NPOなど市民活動団体との協働を推進します
---	-----------------------

男女共同参画社会づくりのための諸課題の解消に向け、NPOなど市民活動団体の地域活動への女性の参画を促進するとともに、その活動を支援します。NPO設立等に関して必要な情報等の提供を行うとともに、活動を活性化させるため協働して事業を実施するなど連携を強化します。地域における様々な課題の解消に向け、ジェンダーの視点を持つ市民に対して活動の支援や場の提供により、市民との協働を進めます。

重点施策	(3) 地域防災・環境分野における男女共同参画を促進します
-------------	--------------------------------------

担当部局	総務部・環境部・保健福祉部・消防本部
-------------	--------------------

施策の方向性

① 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります

防災会議の女性委員の割合について30%目標に向けた取組みを推進します。
 防災計画や役割を策定、決定する場への女性の参画を増やします。
 平常時からの男女共同参画の視点からの災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供して、市民が自主的に考える機会を設けます。
 自主防災組織における女性の参画を促進するとともにリーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図ります。

② 防災・災害復興対策へ男女共同参画の視点を取り入れます

防災に関する情報が届きにくい人に対して、自分や家族の身の安全を守る知識や技術が習得できる機会を増やします。
 男女共同参画の視点に立った避難所運営ができるよう、男女双方がリーダーとして参画するとともに役員・委員選出の際には、女性が30%以上は参画することを目標とします。
 男女共同参画の視点に配慮した避難所運営マニュアルを作成し、啓発に努めます。
 災害対応について、性別・年齢・障害の有無など個々のニーズの違いや困りごとなどに配慮した理解が深まるよう情報提供を行います。

③ 環境分野における市民活動を支援します

ごみの分別や減量化、節電、環境美化などの諸活動に男女が積極的に参画することができるよう情報の提供や支援を行います。

基本的方向	Ⅱ	男女共同参画社会へ向けての環境整備
--------------	---	--------------------------

基本課題	2	労働における男女平等の推進
-------------	---	----------------------

少子高齢化が進み、労働力人口が減少する中、労働者が性別によって差別されることなく、その能力を十分に発揮することが出来る雇用環境を整備することは、我が国が将来にわたって経済社会の活力を維持していくうえで重要な課題です。

働き方の多様化が進み、労働に関する法整備も進む中、雇用の場に未だに存在する男女格差を解消し、男女が平等な立場で仕事ができる社会を目指します。あわせて、女性が働き続けるために、再就職などのチャレンジが可能となるよう支援に努めます。

また、男女がともに仕事と家庭・地域の生活をバランスよく両立することが出来る社会の実現が重要であり、市においても男女共同参画にふさわしいモデル職場づくりを目指します。

重点施策	(1)	職場における男女の均等待遇の実現と女性の就労支援に努めます
-------------	-----	--------------------------------------

担当部局	全部局
-------------	-----

施策の方向性

① **女性の再チャレンジやキャリアアップ支援事業を充実します**

子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジやキャリアアップを目指す女性に対して、能力や技能を修得する機会や情報提供を行うとともに、性別や年代により差別されることがないように啓発します。

② **ポジティブ・アクションを推進します**

市がポジティブ・アクションのモデル職場となるよう努めます。また市内中小企業においても、ポジティブ・アクションが推進されるよう啓発に努めます。

③ **労働に関する調査及び情報の提供を行います**

男女が均等な雇用の機会を得られ、また均等待遇を受けられるよう労働に関する意識調査や資料の収集・整備と情報の提供を行います。特に女性に対して就労の機会を増やすために情報の提供を行います。

④ **セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止対策を推進します**

企業・学校・地域におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントを防止するための啓発を推進するとともに、対処方策等の情報提供に努めます。
市役所においては、職員を対象とした「職場におけるハラスメント防止指針」に基づき職場におけるハラスメント防止のための取組みを推進します。相談窓口の充実や情報提供、研修、啓発等による防止を図るとともに、「モデル職場」としてセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントのない良好な職場環境づくりに取り組みます。

⑤	マタニティ・ハラスメントの防止対策を推進します
<p>妊娠・出産・育児休業等を理由に職場で不利益な取扱いや精神的・肉体的ないやがらせを受けるマタニティ・ハラスメントや育児休業等を取得する男性に対して嫌がらせをするパタニティ・ハラスメントを防止するための啓発を推進します。</p> <p>また、推進により人権が尊重される良好な職場環境づくりに取り組みます。</p>	

重点施策	(2)	多様な働き方における労働条件の向上に取り組みます
-------------	-----	---------------------------------

担当部局	市長公室・市民生活部
------	------------

施策の方向性

①	パートタイム・派遣労働者及び事業主等への啓発と相談を充実します
---	--

本市には中小企業が多いことから、パートタイム労働法、派遣労働法等の周知を図るとともに、大阪府をはじめとする関係機関との連携を深めながら事業主や労働者のための相談を実施します。

②	女性起業家の育成及び女性事業主に対する支援に努めます
---	-----------------------------------

起業にかかる講座を実施するとともに必要な知識などの情報提供を行い、チャレンジできるような機会の提供に努めます。融資制度に代表される財政的な支援制度等の実施や情報提供を行います。

③	自営業に従事する女性を支援します
---	-------------------------

商工業の自営業に従事する女性が主体となって取り組むことができるよう啓発します。エンパワーメントするための相談の場を提供します。

重点施策	(3)	ワーク・ライフ・バランス（労働と家庭・地域生活との調和）の実現が可能な環境の整備に努めます
担当部局	全部局	
施策の方向性		
①	従来の男性中心型の働き方を見直し、男女が働き続けやすい環境の整備に努めます	
<p>社会制度や慣行が「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分業を助長し、女性の活躍を阻害していた要因と考えられます。</p> <p>従来の男性中心型の働き方を見直し、家庭生活との両立や地域社会への参画が可能な環境となるよう事業者へ働きかけます。</p> <p>働き方改革への取組みにより、生産性の向上やセクハラ・パワハラ・マタハラ の減少など良好な職場環境となるよう事業者へ働きかけます。</p> <p>ライフスタイルや価値観に応じた多様で柔軟な働き方の啓発に努めます。</p> <p>女性活躍推進法に基づく情報公表を促進し、職場での待遇改善を図ることで 同一価値労働同一賃金の考え方が浸透するよう啓発に努めます。</p>		
②	家事・育児・介護等に男性が参画可能となるよう普及啓発に努めます	
<p>家庭や地域において、男女が共に責任を担い、協力し合うことが大切です。</p> <p>生活面での自立を高めて、充実した家庭生活を送ることができるように、男性 の家事への参画を推進します。</p> <p>育児休業を取得している男性社員の取得状況の情報開示を促進します。</p> <p>育児休業や介護休業を理由とする男性への不利益取扱いをなくすため、ハラス メント防止対策を推進します。</p> <p>男性が子育てに参画しやすくなるよう男性トイレへのベビーベッドやベビー チェア等の普及促進に努めます。</p>		
③	男女共同参画に関する男性の理解を促進します	
<p>育児休業、介護休業制度の周知啓発に努めます。</p> <p>男性が家事や育児に参画することや介護休業を取得することに対する周囲 （家庭、職場、地域など）の理解を得られるよう啓発を行います。</p> <p>中小企業における女性活躍のため工夫された好取組事例を紹介します。</p>		

基本的方向	Ⅱ	男女共同参画社会へ向けての環境整備
--------------	---	--------------------------

基本課題	3	男女の自立を支える福祉環境の整備
-------------	---	-------------------------

少子高齢化や国際化が進行する中、家族形態はますます多様化しています。しかしながら、育児の主たる担い手は依然として女性に偏っており、家庭や地域において母親が一人で育児不安を抱え込んでいたり、就労への道を閉ざされたりしています。子育てに男性が積極的に関わられるよう啓発を推進するとともに、子育てに関する相談や交流など、多様なニーズへの対応を図り、子どもを安心して産み育てることができる社会を目指します。

また、高齢社会において、介護についてもその担い手の中心となっているのは女性であるのが現状です。男性の介護への参画を促進し、高齢者ができる限り寝たきりや認知症にならず、自立した生活を送ることができるよう、介護予防にも力を注ぎます。

さらには、近年の社会経済情勢の変化の中で、貧困など生活上の困難が幅広い層に広がっています。高齢単身世帯やひとり親世帯の増加、また障害があることや外国籍であること、加えて女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があります。男女共同参画の視点に立って、さまざまな困難な状況に置かれている男女が安心して暮らせるための取組みを進めます。

重点施策	(1)	男女がともに子育てや介護を担えるような支援を充実します
-------------	-----	------------------------------------

担当部局	全部局
-------------	------------

施策の方向性

①	子育て・介護サービスを充実します
----------	-------------------------

子育て中の家庭の多様なニーズに対応するために障害児保育や病後児保育、延長保育、一時預かりなどのサービスの利用促進に努めます。また、要介護者やその家族を支援するサービスの提供ができる体制を整備します。

②	家庭における子育て・介護への男性の参画を促進します
----------	----------------------------------

子育て・介護を男女がともに協力して支えることができるよう意識啓発を推進します。市においても男性が率先して子育て・介護を担うことができる職場環境づくりを推進します。

③	地域における子育て・介護を支援します
----------	---------------------------

子育てや介護を支え合う活動への市民参画を促します。個々に適した子育てを学び自信をもって楽しく子育てができるよう、地域に交流・相談のできる拠点を整備し地域の子育てグループの育成・支援やネットワークづくりを進めます。また、地域での自主的な介護予防活動を支援するとともに、介護が必要になっても住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、家族を含めた支援体制を整備します。さらには国際化に伴い、外国人家庭に配慮した相談支援やひとり親家庭の自立支援など、多様な世帯の支援の充実に努めます。

重点施策	(2)	様々な困難な状況を抱える市民のセーフティネットとしての総合的な支援の充実に努めます
-------------	-----	---

担当部局	全部局
------	-----

施策の方向性

①	各種相談窓口の連携を強化し、相談者にとってのワンストップ化をめざします
---	-------------------------------------

社会経済情勢の変化の中で、貧困など生活上の困難が幅広い層に広がっており、複合的な課題を抱える市民が増加しています。深刻化すれば、配偶者からの暴力（DV）や児童虐待、高齢者虐待に繋がることも懸念され、特に子どもに、より深刻な影響を及ぼします。次世代への貧困の連鎖を断ち切るためにも、各種相談窓口が連携し、世帯としてのアプローチが必要です。

人権、就労支援、進路支援をはじめとする各種相談事業が機能を充実させ、連携を図ることで、地域住民に身近な総合相談窓口としての役割を果たすとともに、各種支援情報の提供にも努めます。

②	若い世代が将来地域を支える力となれるよう、支援します
---	----------------------------

核家族化が進行し、地域との関わり合いが希薄していく中で、困難な状況を抱える若い世代が地域社会から孤立し、支援の枠から外れている状況もうかがえます。このような若い世代を支援するためにも、男女共同参画の視点から、積極的に地域社会に関わってもらえるよう、情報提供に努めます。

③	地域社会における福祉の充実に努めます
---	--------------------

高齢者や障害のある方が住み慣れた地域の中で自立した生活を送ることができるよう支援の充実に努めます。

地域住民や地域組織の協力を得ながら、小地域ネットワーク活動の「ふれあいいいききサロン」や「地域参加型機能訓練」などの積極的な推進や、地域社会に参加できる場の提供などの充実に努めます。

高齢者向けの市民講座等を活用し、特に男性の人材育成に視点を向け、育成した人材が活躍できる機会（場所）の提供に努めます。

④ 高齢、障害、貧困、その他様々な困難な状況におかれている人を支援します

家族形態、雇用形態やライフスタイルなどの多様化による社会情勢の変化の中で生活上の困難を抱える人が増加しています。

高齢者や障害者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう支援体制の構築を目指します。

高齢者や障害者の人権が尊重されるよう、高齢者虐待、障害者虐待の防止に取り組みます。

高齢期の障害者の支援については、高齢福祉分野と障害福祉分野のサービスとの連携の可能性を模索します。

貧困に加えて教育や就労の機会を得られない、健康を害する、地域社会で孤立するなど、生活困難な人が増加しています。生活困難な人には複数の要因が影響しその状況から抜け出せない、次世代に受け継がれるといった状況が指摘されており、男性よりも女性が多くなっています。

女性が生活困難に陥る背景として、固定的性別役割分担意識が解消されていない就業構造や税制・社会保障制度の影響もあり、低収入の非正規雇用に就く女性が多いため、高齢期女性や若年女性の貧困率が高くなっています。

生活困難な人の複合的な課題について、関係機関と連携できるよう情報共有と相談支援体制の充実を図ります。

ひとり親家庭の自立に向けて就労に関する支援をはじめ、経済的な支援、生活面での相談支援など多面的な支援に努めます。

LGBT^{※1}をはじめとして、身体の性、心の性、性的関心の向かい方などは、一人ひとり違いがあるにも関わらず、その違いにより偏見や無理解によって生きづらさや不安を抱えている人もいます。性の多様性を尊重できるよう啓発活動を行います。

外国人市民が安心した生活を送れるよう日常生活に必要な情報をわかりやすい形で提供できるよう努めます。

※1 LGBTとは、それぞれ女性の同性愛者（レズビアン）のL、男性の同性愛者（ゲイ）のG、両性愛者（バイセクシュアル）のB、心と体の性が一致しない人（トランスジェンダー）のTを指します。

現在では、LGBTだけではなく、もっと多様なありようが認知されています。

基本的方向	Ⅲ	女性の人権尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶
--------------	---	-------------------------

基本課題	1	生涯を通じた女性の健康支援
-------------	---	---------------

男女がお互いの身体的特徴を十分理解し、お互いを尊重することが重要です。

しかし、女性はその体に妊娠や出産のための仕組みが備わっているため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。このため、女性は自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康管理できるようにしていく必要があります。

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の中心課題は、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどです。このことについての情報提供が必要です。

生涯を通じた健康の保持・増進を図り、妊娠・出産などの母性機能に対する社会の正しい理解と認識の確立を目指します。

重点施策	(1)	性と生殖に関する健康と権利の尊重について啓発します
担当部局	市長公室・保健福祉部・次世代育成部	

施策の方向性

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ① | 母子保健を充実します |
| <p>妊娠から出産、子育てにかかる健康支援について、保健部門と子育て部門が連携を図り実施します。</p> <p>若年妊婦や多胎妊娠、経済的な不安を抱える妊婦等に対しては、妊娠期から保健師や助産師が家庭訪問をとおして、安心して妊娠・出産がのぞめるよう支援します。</p> <p>乳幼児健康診査では、月齢に応じた発達の確認により、疾病や発達障害の早期発見や保護者への育児支援を行います。</p> | |
| ② | いのちやお互いを尊重する生き方としての性教育を充実します |
| <p>若年層を対象に虐待防止の視点から、性の大切さ、命の尊さ、親としての子育ての義務等を認識できるような機会を提供し、生きる力につながる性情報を学ぶ機会の充実を図ります。</p> | |
| ③ | 性と生殖に関する健康と権利の尊重について情報提供を行います |
| <p>H I V／エイズや性感染症対策の推進を図るとともに、情報が氾濫する現代社会の中で、若い世代が性と生殖に関する健康と権利について正しい知識を得ることができるよう学習機会と情報の提供に努めます。</p> | |

重点施策	(2)	心身の健康保持及び相談窓口の整備を行います
-------------	-----	-----------------------

担当部局	市長公室・保健福祉部・次世代育成部
------	-------------------

施策の方向性

①	健康に関する相談窓口を充実します
---	-------------------------

不妊・避妊・性感染症、性に関する相談窓口の明確化を図るとともに、女性専用外来などの相談・診療機関についての情報提供を行います。心とからだに関する相談窓口の連携強化と様々な問題を解決に導くことができるよう支援します。

②	ライフステージに応じた女性の健康づくりを支援します
---	----------------------------------

思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期に応じた健康支援策に取り組みます。気分障害や認知症、生活習慣病など、心とからだの健康問題についての教育や情報提供の機会をつくります。また、市民健康教室の開催、各種健康診査や事後指導の充実を推進します。

③	薬物などによる健康被害の防止に努めます
---	----------------------------

薬物の使用の外、アルコール依存症やたばこの害、HIV 感染などの健康被害を未然に防止する教育・啓発に努めます。

基本的方向	Ⅲ	女性の人権尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶
--------------	---	-------------------------

基本課題	2	女性に対するあらゆる暴力の根絶
-------------	---	-----------------

女性に対する暴力は、女性の人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題です。ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春など様々な形態で存在し、家庭や地域、職場、学校等あらゆる状況下で起こっています。これらの暴力は、女性に恐怖と不安を与え活動を束縛し自信を失わせ女性をさらに従属的な状況に追い込むものです。女性に対する暴力は潜在化しており、社会の理解も不十分で個人の問題とされがちですが、多くの人々に関わる社会的・構造的な問題としてとらえる必要があります。

あらゆる暴力は決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底するとともに、その防止に向けて取り組み、相談の充実を図ります。

重点施策	(1)	暴力防止に向けた教育・啓発を推進します
-------------	-----	---------------------

担当部局	全部局
------	-----

施策の方向性

①	女性に対するあらゆる暴力防止に向けた意識啓発を行います
---	-----------------------------

DVや性暴力被害など女性に対するあらゆる暴力防止に関する学習・啓発を行います。特に恋人間の暴力（デートDV）を防ぐため、若年層を対象とした啓発を市内の教育機関と連携し、取り組みます。人権相談担当者、窓口職場、各種施設、保健・医療機関等の職員及びスタッフへの研修の機会の充実を図ります。

②	各関係機関との連携による啓発を促進します
---	----------------------

各関係機関において、日頃の連携を強化するとともに形骸化しないための機能的な体制づくりを図り、暴力を予防・防止するためにより効果的な啓発に努めます。

③	メディアにおける女性の人権を尊重します
---	---------------------

メディアで扱われるような固定的な性役割に基づく表現や性の商品化等女性を性的な対象としてのみ扱う表現、女性に対する暴力を肯定するような表現等について、メディアの内容を情報の受け手側が主体的に選択し、読み解き、活用し、発信できる力をつけられるよう啓発・学習機会の充実を図ります。市の刊行物等の作成においてはジェンダーの視点に立った表現などのガイドラインを活用します。

重点施策	(2)	配偶者等からの暴力に対する支援体制の充実に努めます
-------------	-----	---------------------------

担当部局	市長公室・市民生活部・保健福祉部・教育総務部
------	------------------------

施策の方向性

①	安心して相談できる体制を充実します
---	-------------------

被害者の相談、保護、自立等の支援について関係機関との綿密な連携を図りながら被害者支援を実施するため、DVセンター機能の充実に努めます。

②	大阪府等他機関との連携による緊急かつ安全な保護を実施します
---	-------------------------------

緊急時には大阪府女性相談センターや子ども家庭センター、警察等他機関と連携し安全な対応ができるような体制を作ります。

③	被害者の自立支援の充実に努めます
---	------------------

相談事業や庁内における社会資源の提供など、庁内機関が連携し、被害者の自立支援に向けた情報提供や支援策を実施します。

④	児童虐待・高齢者虐待等ネットワーク体制との連携を強化します
---	-------------------------------

DVの環境下に置かれている子どもは児童虐待に当たるとの認識のもと通告を行うなど関係各課の連携を強化し、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。誘拐や性的な暴力から子どもを守るため、地域との連携強化を図り、地域での見守り等、子どもへの暴力防止に向けた地域全体での取組みを推進します。高齢者女性の被害が増加する傾向にあることから、地域包括支援センターとの連携を強化します。

重点施策	(3)	性暴力被害者の支援をします
-------------	-----	---------------

担当部局	市長公室・市民生活部
------	------------

施策の方向性

①	性暴力被害者に対する相談窓口の情報提供を行います
---	--------------------------

被害者の心情に配慮し、大阪府並びに被害者支援に取り組むNPO等の相談窓口の情報提供を行います。

参 考 资 料

用語解説（五十音順）

語句	解説
エンパワーメント	自らの意識を高め能力を引き出し、政治的、経済的、社会的及び文化的な力を持った存在となることをいいます。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表します。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考えのことをいいます。
ジェンダー	生物学的な性別を意味する「セックス/sex」に対して、社会的・文化的に作られる性別/性差を表す言葉として使われるようになりました。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられる「男性像」「女性像」があり、それらを「ジェンダー/gender」といいます。
従来男性中心型の働き方	勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている「男性中心の働き方」を前提とする労働慣行をいいます。
女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	昭和54(1979)年に国連総会で日本を含む130か国の賛成によって採決され、昭和56(1981)年に発効されました。日本は昭和60(1985)年に批准しました。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	平成27(2015)年成立。女性が個性と能力を十分発揮できる社会の実現に向け、国、自治体、民間事業主の責務を定めています。
ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)	平成12(2000)年成立。悪質なつきまとい等のストーカー行為を規制するとともに、ストーカー行為等の被害者の援助について定めています。
性暴力	性に対する人権侵害で、望まない性的な行為のことです。具体的には、レイプやわいせつ行為などの性犯罪だけではなく、パートナーから強制された性行為や性的虐待、セクハラなど性的な言動により自尊感情を傷つけられることも含まれます。
セクシュアル・ハラスメント	職場や学校などで、相手の意に反した性的な発言や行動が行われ拒否したことで不利益を受けたり、周囲に不快感を与えることをいいます。
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)	昭和60(1985)年成立。労働者が性別によって差別されることなく均等な雇用機会と待遇の確保を図ること、そして、女性労働者について妊娠中や出産直後の健康の確保を推進することを目的としています。
男女共同参画社会基本法	平成11(1999)年成立。男女共同参画社会の形成に関する基本的理念を定め、これに基づく基本的な施策の枠組みを国民的合意のもとに定めることにより、社会のあらゆる分野において国、地方公共団体及び国民の取組みが総合的に推進されることを目的としています。

用語解説 (五十音順)

語句	解説
ドメスティック・バイオレンス (DV)	夫(妻)や恋人などの親密な関係にある、又はあった男性から女性(女性から男性)に対して振るわれる暴力のことをいいます。身体的なもののほか、精神的、性的、経済的、社会的なものまで含まれます。また、恋人同士の間で振るわれる暴力を特に「デートDV」といい、様々なパートナーシップ間で発生しています。異性間に限らず、同性間の恋愛関係の中で起きるDVもあります。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)	平成13(2001)年成立。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としています。第三次改正では、これまで事実婚を含む配偶者や元配偶者からの暴力及びその被害者に限定されていた適用対象を、同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡大されました。
パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて、精神的・肉体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させることをいいます。
パタニティ・ハラスメント	働く男性が育児休業などを取得しようとするのを、職場の上司や同僚が嫌がらせをしたりすることをいいます。パタニティとは英語で父性という意味です。
ポジティブ・アクション	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することをいいます。
マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産・育児休業などを理由に職場で精神的、肉体的な嫌がらせや不利益な扱いを受けることをいいます。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	性と生殖に関する健康・権利のこと。個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ること、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されていることをいいます。子どもを産むか産まないか、産むならいつ、何人子どもを産むかを、性的関係とともに自らの意思で主体的に選択する自由や、安全な妊娠・出産や避妊・中絶、性感染症の予防、人権に配慮した治療などを始めとして、思春期・出産期・更年期など生涯にわたる良好な健康の管理が含まれます。また、そのために必要な、自らの身体や健康について正確な知識や情報を持つこと、性的暴力や差別、強制を受けないことなども幅広く含まれます。 平成6(1994)年、カイロでの国際人口開発会議および平成7(1995)年の第4回世界女性会議において採択された文章に基づいています。
ワーク・ライフ・バランス	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。
ワンストップ	各種行政手続きにかかる負担の軽減、利便性の向上を図ることを目的として、手続きを1箇所又は1回で行えるように提供することをいいます。

国際婦人年以降の国内外の動き

年 代	国連の動き	日本の動き	大阪府の動き	摂津市の動き
1975年 (昭和50年)	国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)に おいて「世界行動計画」 を採択 第30回国連総会にお いて1976年から1985 年の10年間を「国連 婦人の10年—平等・ 発展・平和」と決定	婦人問題企画推進本部 設置		
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定		
1979年 (昭和54年)	第34回国連総会にお いて「女子差別撤廃条 約」採択			
1980年 (昭和55年)	国連婦人の10年中間 年世界会議(第2回女 性会議)開催(コペン ハーゲン)			労働基準法改定に反対 し、国連の「女子差別 撤廃条約」の早期批准 を求める要望決議 (摂津市議会)
1981年 (昭和56年)	「女子差別撤廃条約」 発効	「国内行動計画後期重 点目標」策定	「女性の自立と参加を 進める大阪府行動計 画」策定	
1983年 (昭和58年)				「婦人の地位向上に関 する摂津市施策要綱」 策定
1984年 (昭和59年)	「国連婦人の10年」 の成果を検討し評価す るためのエスキャップ 地域政府間準備会議開 催(東京)	「国籍法」及び「戸籍 法」の改正【S60.1 施行】		
1985年 (昭和60年)	国連婦人の10年世界 会議(第3回世界会議) (ナイロビ)において 「婦人の地位向上のた めのナイロビ将来戦 略」採択	「男女雇用機会均等 法」成立【S61.4 施行】 「女子差別撤廃条約」 批准		摂津市女性政策推進本 部設置 摂津市女性政策推進協 議会設置
1986年 (昭和61年)			「21世紀をめざす大 阪府女性プラン」(第2 期行動計画)策定	
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向け ての新国内行動計画」策 定		「男性・女性の共同参 加社会をめざすせつつ 女性プラン」策定
1988年 (平成2年)	女子差別撤廃条約実施 状況第1回報告審議、 勧告(第7回女子差別 撤廃委員会)			

年 代	国連の動き	日本の動き	大阪府の動き	摂津市の動き
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択			
1991年 (平成3年)		「育児休業法」の成立【H4.4 施行】	「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定	
1992年 (平成4年)				摂津市女性政策推進懇話会設置
1994年 (平成6年)	女子差別撤廃条約実施状況第2回・第3回報告審議、勧告(第13回女子差別撤廃委員会)			
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」成立【H7.10 施行、一部11.4 施行】		「男性・女性の共同参画社会をめざすせつつ女性プラン(第一次改定)」策定 摂津市女性政策推進市民懇話会設置
1996年 (平成8年)		「男女共同参画2000年プラン—男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画—」策定		
1997年 (平成9年)		「男女雇用機会均等法」の改正【H11.4 全面施行】 「労働基準法」の改正【H11.4 施行】 「育児・介護休業法」の改正【H11.4 施行】	「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改定)～新女と男のジャンプ・プラン」策定	
1998年 (平成10年)				「摂津市立女性センター」オープン
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」成立【H11.6 施行】		

年 代	国連の動き	日本の動き	大阪府の動き	摂津市の動き
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)において「政治宣言」及び「北京宣言」及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」 【H12.11 施行】		
2001年 (平成13年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立 【H13.10 施行、一部H14.4 施行】	「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)」策定	
2002年 (平成14年)			「大阪府男女共同参画推進条例」公布【H14.4 施行】 「大阪府男女共同参画施策苦情処理制度」開始	「摂津市男女共同参画計画(せつつ女性プラン)」策定
2003年 (平成15年)	女子差別撤廃条約実施状況第4回・第5回報告審議、勧告(第29回女子差別撤廃委員会)	「次世代育成支援対策推進法」成立、施行 「少子化社会対策基本法」成立【H15.9 施行】		「摂津市ドメスティック・バイオレンス(DV)防止ネットワーク会議」設置
2004年 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正【H16.12 施行】 「育児・介護休業法」の改正【H17.4 施行】 「児童福祉法」の改正、施行		
2005年 (平成17年)	第49回国連女性の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	「摂津市立女性センター」を「摂津市立男女共同参画センター」に名称変更
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」の改正	「男女共同参画計画改訂版(改訂おおさか男女共同参画プラン)」策定	
2007年 (平成19年)		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」設置	「摂津市男女共同参画計画(せつつ女性プラン)」(第2期)策定

年 代	国連の動き	日本の動き	大阪府の動き	摂津市の動き
2008年 (平成20年)		「女性の参画加速プログラム」決定 「児童福祉法・次世代育成支援対策推進法」改正【H21.4 施行】 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定 「DV 全国会議」開催	「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」創設	「審議会等への女性委員の登用指針」策定
2009年 (平成21年)	第3回東アジア男女共同参画大臣会合の開催(ソウル) 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議、勧告(第44回女子差別撤廃委員会)	男女共同参画会議「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」諮問 「育児・介護休業法」改正【平22.6 施行】	「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定	男女共同参画の視点で考える表現ハンドブック「それってどうなの」作成
2010年 (平成22年)	国連「北京+15」世界閣僚級会合(第54回国連女性の地位委員会)開催(ニューヨーク)	男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 「第3次男女共同参画基本計画」策定		摂津市立男女共同参画センター移転
2011年 (平成23年)			「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申 「おおさか男女共同参画プラン」策定	
2012年 (平成24年)		「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定		
2013年 (平成25年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正【H26.1 施行】		摂津市職員のワーク・ライフ・バランス応援ハンドブック「しごとみらい研究所」作成
2014年 (平成26年)			男女共同参画に関する府民意識調査実施	摂津市男女共同参画推進審議会設置

年 代	国連の動き	日本の動き	大阪府の動き	摂津市の動き
2015 年 (平成 27 年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 【H27.8 制定】 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」策定	男女共同参画に関する市民意識調査実施
2016 年 (平成 28 年)	女子差別撤廃条約実施状況第 7 回・第 8 回報告審議、勧告 (第 63 回女子差別撤廃委員会)			災害対応での男女共同参画を考える「職員の避難所運営ガイド」作成

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和 60(1985)年批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなる問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかなるかを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。
あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに
関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への
婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第 5 部

第 17 条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下
「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は 18 人の、35 番目の締約国による批
准又は加入の後は 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専
門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂
行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主
要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、
自国民の中から 1 人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事
務総長は、委員会の委員の選挙の日遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名
を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿
(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行
う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約
国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出さ
れた委員とする。
- 5 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち 9 人の委
員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 9 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長に
よりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の 5 人の追加的な委員の選挙は、35 番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行
う。この時に選出された追加的な委員のうち 2 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 2 人
の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空
席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承
認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益
を提供する。

第 18 条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれ
らの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出する
ことを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内
 - (b) その後は少なくとも 4 年ごと更、には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる

第 19 条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

第 20 条

- 1 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を超えない期
間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催す

第 21 条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約
国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの

提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正:平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正:平成二六年四月二三日法律第二八号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条** 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合限り、することができる。
(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

- 五** 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2** 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。(迅速な裁判)
- 第十三条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
(保護命令事件の審理の方法)
- 第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2** 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3** 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
(保護命令の申立てについての決定等)
- 第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2** 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3** 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4** 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5** 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)
- 第十六条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2** 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3** 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4** 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5** 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6** 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7** 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

らない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職

業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支

援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○摂津市女性政策推進本部設置要綱

昭和60年8月20日
訓令第21号

(設置)

第1条 本市における女性に関する施策を総合的に企画調整し推進するため、摂津市女性政策推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 摂津市の女性政策関係施策の推進のための計画(以下「計画」という。)及び実施に関すること。
- (2) 計画の策定及び実施における関係部局間の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 委員は、部長級の者をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

2 本部長に事故があるときは、副本部長の中からあらかじめ本部長が指名する者がその職を代理する。

(会議)

第5条 本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要に応じ関係職員に対し、資料の提出等を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事は、別表第1に掲げる課の課長(課長級を含む。)の職にある者をもって充てる。
- 4 前項に定めるもののほか、必要に応じて本部委員が所管する部内等から推薦する職員並びに男女共同参画計画の推進に意欲を有する職員を幹事に置くことができる。
- 5 幹事長は幹事のうち人権女性政策課長の職にある者をもって充て、副幹事長は、幹事長の指名によってこれを定める。
- 6 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。
- 7 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 幹事会は、女性政策の実務的事項を協議する。
- 9 幹事会は、部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、市長公室人権女性政策課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令達の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年4月22日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

政策推進課	人事課	人権女性政策課	防災管財課
自治振興課	市民活動支援課	産業振興課	環境政策課
保健福祉課	高齢介護課	障害福祉課	子育て支援課
学校教育課	こども教育課	生涯学習課	消防本部総務課
上下水道部総務課			

○摂津市男女共同参画推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、摂津市附属機関に関する条例(昭和44年摂津市条例第26号)第3条の規定に基づき、摂津市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、摂津市附属機関に関する条例別表第1項に掲げるその担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者が推薦する者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会の所掌事務を分掌させるために、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長公室人権女性政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



第3期摂津市男女共同参画計画～ウィズプラン～
(改訂版)

平成29(2017)年3月発行

編集/発行 摂津市 市長公室 人権女性政策課
〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号
TEL 06-6383-1111(大代表)
072-638-0007(代表)